

参议院农林水産委员会會議録第六号

平成五年四月十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月九日
辞任
吉村剛太郎君
本岡 昭次君
補欠選任
高木 正明君
村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
吉川 芳男君
浦田 勝君
永田 良雄君
菅野 久光君
三上 隆雄君
林 紀子君

委員

青木 幹雄君
大塚清次郎君
鎌田 要人君
佐藤 静雄君
野間 昶君
一井 淳治君
稲村 稔夫君
谷本 勲君
村沢 牧君
風間 昶君
星川 保松君
喜屋武眞榮君
新聞 正次君
片岡 光君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

広島大学教授 地井 昭夫君
全国漁業協同組合連合会専務理事 菅原 昭君
北海道指導漁業協同組合連合会専務理事 稲垣 大雄君
全国漁協労働組合協議会議長 藤井 幸雄君

本日の会議に付した案件

○沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る九日、本岡昭次君及び吉村剛太郎君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君及び高木正明君が選任されました。

○委員長(吉川芳男君) 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

本日は、三案につきまして、お手元の名簿にございます参考人の方々から御意見を拝聴いたします。

この際、参考人の方々に一言「あいさつ」を申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席を

いただきました。まことにありがとうございます。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案外二法案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の法案審査の参考にさせていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上、お一人十分以内とし、その順序は、地井参考人、菅原参考人、稲垣参考人、藤井参考人といったします。参考人の御意見の開陳が済みした後で、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、地井参考人からお願いをいたします。地井参考人。

○参考人(地井昭夫君) おはようございます。広島大学の地井でございます。

本日は、日ごろ漁業・漁村の研究に携わっている立場から私見の一端を御披露申し上げ、皆様の御参考に供していただければと思います。

ここで私は大別して三つのことを概括的に申し上げたいと思います。初めは、漁業や漁協の持つ役割と可能性についてであります。二つ目は、それに関する各論であります。そして三つ目は、漁村や漁協の役割を広く国民共通の財産とするための努力についてであります。

まず、漁業や漁協の持つ役割や可能性について申し上げます。

言うまでもなく、漁業は日本で最も長い歴史を有する産業であり、その長い歴史の中で漁業者とその家族は日本固有の漁業慣習とさまざまな協同の歴史を築いてきました。これは、近代的な政策

や法律体系ができるはるか以前からであります。

そして、この慣習と歴史は、日本の近代国家が誕生した明治維新でも、また第二次大戦後の改革期でも、そのときの法律や政策によってむしろ補強され生き続けてきました。そうした意味で、日本の漁業や漁村、漁協というのは、世界でもまれに見るほどに近代・現代社会と共存しながら伝統的な慣習や協同が生きてきた世界だと思われま

す。しかし、その後昭和三十年代後半からの高度経済成長期に至って、つまり日本が本格的な工業化社会に突入してから初めてこうした共存関係に深刻な問題が生じるようになり、その問題は依然として今日まで引き継がれています。

そこで、この問題をどう考えるかによってこれからの対策や政策のあり方も大きく変わると思います。その一つの判断は、工業化、情報化社会の中ではもう勝ち目はないからせめて守りをしっかりと固めようという考え方であり、もう一つは、工業化、情報化社会の中でこそ協同組合の潜在的な可能性が開かれるときであるという考え方です。

私は、長い間後者の考え方から漁村の研究をしてきました。その理論的根拠を詳しく申し上げる時間はありませんが、私は近年ますますこうした漁村や漁協の可能性が大きな意味を持ち始めたと考えています。

そこで、二つ目の各論について、幾つかの事例を引きながらお話し申し上げたいと思います。

まず初めに、漁村と福祉という観点から定置網漁業について考えてみたいと思います。

これは長い歴史を有する漁業ですが、高度経済成長期にはなまくら漁業などと侮蔑されてきました。しかし、私は三重県のある定置網漁村を調査したときに強いショックを受けました。水揚げは

さほど多くありませんが、この大数組合から地区の自治会へ網株の配当と寄附があり、毎年約七百万円ほどになります。さらにこの地区では一世帯当たり約十萬円の株の配当があります。大変お年寄りの多い地区ですから、こうした寄附や配当は高齢者福祉の役割をも果たしています。そこで、これらのうち半分が高齢者福祉への財源であると仮定して、地区の六十歳以上の一人当たりを計算しますと約七万円となりました。

サラリーマンなどの老後の福祉は振りかえ所得として税金などから政府、自治体を通して地域に配分されますが、この漁村では自前でこれだけの福祉を実現しているのです。この七万円というのは大した金額でないかもしれませんが、日本全体の六十歳以上の人口数に換算しますと何と十兆円を超えるものになります。これを調査したのは昭和五十五年、一九八〇年ごろでしたが、そのときの日本の社会保障費は全体で八兆二千億円だったと思います。これから未曾有の超高齢化社会に入るとする日本にとってこの漁村は高齢者福祉のモデルのような漁村であります。ここでは高齢者の例だけを申し上げましたが、女性や子供たちにとってもすばらしい自前の福祉を実現しているところは全国にたくさんあります。

しかし、これからはこうした自前の福祉だけでは厳しい未来を乗り切れません。そこで、政府や自治体による漁村や漁協のより積極的な育成政策が求められることとなります。そうすれば、漁村や漁協の潜在的な能力はより現実的なものとなり、一人一人の顔の見える福祉が実現されると思います。これは都会ではほとんど絶望的なことです。しかし、次に、こうした漁村や漁協の潜在的な能力の発展を妨げている内部の問題にも触れなければなりません。それは、高度情報化社会の中では、これまでの狭い地域とそこでの慣習のみにこだわっていたのではだめだということです。それではとても若い世代や国民に受け入れられませんが、そこに漁協の広域合併の意味もあらうかと考察しております。

その意味で、このたびの関係法改正の中に、例えば、新規参入者等を貸し付けの対象者に追加し、とあるのは、開かれた漁村づくりにとってまことに時宜を得たものと思われまふ。つまり、漁村の後継者市場も一定程度自由化されてしかるべきであると考えるからであります。

次に、この若い世代について一言だけ申し上げます。それは、これからの漁村にとって若者の住宅対策は決定的な重要性を持っているということですから、例えば、これまでのような箱型の漁民アパートではなく、小ぢんまりとしたマンション風のものでなければ若いお嫁さんには好まれません。そのためには、住宅、下水道などを含めた漁村の総合的な環境整備をより積極的に推進していただきたいと思います。

また、これと関連したことですが、漁協婦人部などによる生活改善は依然として重要なのですが、県によっては所得も向上したしもう必要ないなどという誤った考え方から生活改良普及員の定員削減や漁家担当を置かないところがふえていることは、二十一世紀の開かれた漁村づくりにとって大きな障害になると考えられます。農村も同じですが、これについてもさらに特段の御配慮を賜りたいと思います。

最後に、三つ目の漁業や漁協の役割を広く国民の財産とするための努力ということについて申し上げます。これまで努力はされてきたとは思いますが、次に述べるような背景からまだ十分なものになっていません。つまり、先ほども申し上げましたように、高度に発展した工業・情報化社会である日本における漁業慣習は、世界に類例を見ないような形で生きているために、多くの日本人には理解できないのです。なぜなら、多くの日本人は、教育の欠陥かもしれないが、残念ながら欧米人のような観念で漁業を見ているからです。

その代表的な例が、所得の低い漁業者を排除せよなどと主張する最近の大前研一氏の見解です。

これがサラリーマンなどには結構受けるという危険性があります。しかし、日本の漁業の歴史と役割からすれば、こうした主張は漁業者にとって迷惑であるばかりではなく、国民全体にとっても大変不幸なことだと思います。大前氏はアメリカなどの経験からそう主張していると思いますが、アメリカと日本の海と漁業の歴史は似て非なるものであります。しかし、こうした主張を批判するばかりではなく、これから日本の漁業関係者はこれまで以上に漁業や漁村の持つ役割と可能性を国民や外国にアピールしなければならぬと思います。

例えば、最近森林浴というのが盛んですが、漁村にははるか昔の明治の初期から海風浴、つまり海の風を浴びるという習慣がありました。その代表例が海辺の結核療養所であります。これは、神奈川県湘南海岸が最初ですが、もともと軍人のための療養所としてスタートしました。それ以後海水浴が国民に少しずつ浸透してきました。そして今はレジャーポイントなどのにぎわいです。

これもほんの一例にすぎません。つまり、魚の生産と消費という経済的関係だけでなく、これを含みつつさまざまな非経済的関係も含めた幅広い漁業や海の持つ可能性を広く国民に理解してもらふことによって本格的な国民的合意ができると思われまふ。そのとき、海の世界の先輩として国民に海を紹介する最も重要な役割を果たすのが漁業者であり漁業協同組合であることは言うまでもありません。

このたびの関係法の改正はもちろんのこと、漁協の全国的な発展のためにこれから継続的な御努力が傾注されますことを心よりお願い申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきます。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。次に、菅原参考人をお願いいたします。菅原参考人。

○参考人(菅原昭君) 私、全漁連の菅原でございます。日ごろ先生方には、漁業の各般にわたりまして格別の御指導、御支援を賜っておりまして、この機会に厚く御礼を申し上げます。

私からは、今回の水協法、漁協合併助成法並びに沿岸漁業改善資金助成法の改正に関連いたしまして、漁協系統が今進めようとしている方向について、その要点を申し上げます、御参考に供したいと思います。

まず、漁業、漁協を取り巻く環境、情勢でございますが、漁業は現在競争的な漁業から協調的漁業への歴史的転換の過程にあります。これは改めて申し上げるまでもないわけですが、産業経済の伸長に伴う漁場環境の悪化、二度にわたる石油危機、二百海里体制の定着、さらには国際規制の強化、水産物輸入の増大等が進行する中で、高度経済成長を背景とした漁業展開のひずみが資源の減少、魚価安、コスト高など各所にあらわれ、漁業経営は大きな困難に直面しております。特に、輸入水産物の急増による魚価安が定着し、全国の漁業者は漁家経済の悪化に呻吟しております状態です。さらに、漁村地域における高齢化や漁業の担い手の減少が進む一方で、リゾート開発、海洋性レクリエーションなど、国民の海へのニーズが増大し、漁業との調整が大きな課題となっております。

このような困難な状況に対処しながら二十一世紀につなげる漁業をつくり上げるため、漁協の果たすべき役割は極めて大きいものがあります。

漁協が今後担うべき役割として期待されておりますのは、まず資源管理型漁業の推進と組合員の漁業経営安定化対策であり、さらに国民のニーズに対応した水産物の供給・流通対策、また海の多面的利用と海洋環境保全への対策、そして漁村地域の活性化と組合員の福祉向上への対策など、まことに幅広いものがあります。

このような役割を担うべき漁協の現状を見ますと、約八割の組合が市町村未満の範囲であるな

ど、総じて規模が零細で経済基盤が脆弱であり、事業も伸び悩み、経営状況は深刻化しております。

そのため、私どもは漁協系統にとって最重要の実践課題として組織強化への取り組みを進めているところであります。この課題に關しましては、漁協系統内部で検討を進め、一県一漁協も視野に入れた広域漁協への合併を内容とする将来方向を示し、昨年十一月の全国漁協大会でこれを決議したところであります。

この組織強化の最大のねらいは、組合員の負担にこたえ、かつ社会的な役割を果たしていける漁協をつくり上げることであり、このためには漁協合併や事業統合による規模の拡大を積極的に推進し、経済的にも自立できる体制を確立することであると考えております。

なお、漁協の合併、事業統合については、現在各県で真剣な取り組みが進められております。全国段階におきましても、漁協合併等推進中央本部を設置して、漁協系統の総力を挙げてこの運動に取り組みすることとしております。

また、特に信用事業につきましては、金融自由化の急速な進展に対処するための緊急対策として、漁協の信用事業を信連連に事業譲渡することを基本とした信用事業統合体の構築にも力を注いでおります。平成四年度中には既に信用事業譲渡をした漁協も出始め、今後は急速にこの動きが進んでまいりますので、漁協信用事業の零細性の克服に資するため、さらに取り組みを強めていく所存であります。

ただ、こうした漁協系統が進めている事業、組織の改革への取り組みにつきましては、県ごとに進捗状況が異なったり、事業の実態もさまざまでございますので、一律に進むわけではないという面も当然ございます。したがって、それぞれ県の県や事業の実態を踏まえて、行政との連携を密にし、国の漁協事業基盤強化総合対策事業に基づき各県が策定しました基本方針に沿って、できることから可及的速やかに実施していくというこ

とにしているわけでございます。

このほか、漁協系統が組合員の負担にこたえ、しかも社会的役割を果たしていくために取り組むべき課題が幾つかございますので、项目的に述べさせていただきます。

まず第一は、漁村、漁協の活性化の観点から、資源管理を漁協の事業として明確に位置づけることとあります。

資源管理型漁業の推進を系統挙げて取り組んでいるわけですが、漁協の事業として資源の維持増養を図りながら効率的な漁場利用を行うとするものです。このほか、漁協が自営する漁業経営の実施要件の見直し、福利厚生事業への取り組みなどでありま。また、漁協の信用事業については必要最小限の機能拡充をお願いしております。

第二は、漁協の経営管理体制の強化であります。従来法律上は特に定められていなかった理事会制及び代表理事の導入、員外理事の拡大、監事の監査機能の強化などを今後漁協が合併等により広域化していくことに対応していくことが必要となっております。

第三は、組織整備の強化の観点から、事業譲渡の規定の整備と合併推進のための合併助成法の改正であります。

漁協の組織の実態につきましては、さきに申し上げたとおり、規模が零細で経営基盤が脆弱であります。このたびの合併助成法等の改正は、合併、事業統合等を推進し、組織の強化を図る上で大きな促進剤となるものであります。

どうか諸先生方におかれましては、こうした私ども漁協系統の取り組みについて御理解をいただきまして、私どもの要望に沿うものである今回の水協法並びに漁協合併助成法等の改正につきまして特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、せっかくの機会なので申し上げたいと存じますが、先ほど述べました資源管理型漁業の開と密接に関連する問題として我が国の二百海里

問題がございます。

現状を申し上げますと、我が国漁業者のさまざまな資源管理のための努力を無視する形で外国船の操業が行われているわけでございます。合意されまして自主規制措置についても違反が続出している状況であります。関係漁業者の長年にわたる苦しみは筆舌に尽くしがたいものがあります。自分たちにはしよせん政治の光が当たらないのかというのが漁業者の率直な気持ちであり、二百海里の全面適用が一気には難しいのであれば、せめて漁業資源管理水域の設定に早急に取り組んでいただきたいと切に願っているところであります。

このことにつきましては、昭和六十一年と平成四年の二度にわたり国会請願を行い、それぞれ採択していただいたところでもありますので、促進方につき重ねてお願い申し上げます。以上をもちまして私の意見とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。次に、稲垣参考人をお願いいたします。稲垣参考人。

○参考人(稲垣大雄君) 北海道指導漁連の稲垣でございます。北海道の漁協系統組織の立場から今回の三法改正に關連いたしまして意見を述べさせていただきます。

先ほど菅原専務からお話ございました全国の漁協概況、これにつきましては北海道はまさに縮図でございます。これに加えて、いわゆる国際規制の強化ということでイカ流しあるいはサケ・マス等の沖どり禁止、こういった国際規制強化の中で生き残りを求めながら、特に海を接しております対ロシア問題についていろいろな模索を続けておる、こういうような実態は現状でございます。

こういう中で水協法、合併助成法、さらに沿岸漁業改善資金助成法の改正に關連いたしまして、私どもの取り組みと、今後この改正がより効果的

に推進されますよう期待を込めまして三つの課題を現地の立場から申し上げたいと思います。

その第一は、漁協の経営基盤強化の問題でございます。

まず、本道漁協の現況を申し上げますと、組織面では沿海地区漁協は北海道に百二十九組合、組合員数で大体三万人ばかりでございます。一組合平均で見ますと組合員数は二百三十六人、役員数が十一人、それから職員数は二十四人ということ、これは全国平均の約二・五倍程度の規模になってございます。

事業規模にいたしまして、平成三年度の全道の漁協の総販売取扱高、これは全体で四千六百五十億円、一組合平均いたしますと三十三億円、貯金残高にいたしまして四十三億三千万円ということ、これも一組合平均三十二億円ということ、全国平均から見ても三倍以上と三倍以上と、こういった大きな規模になっておるわけでございます。

ただ、内容をよく見ると、販売取扱高に貯金残高平均、これを見てもわかりますと、これは全道平均を下回る組合が七割以上を占めており、大部分が二十億円未満という零細漁協である。こういったことの中から、昨今の販売事業の伸び悩みあるいは金融自由化等によるコストアップ、こういった総合収支への悪影響というのが如実に出てきておるという現況にござい。

当然、組合の財務状況につきましても、自己資本比率が鈍化したしまして、あるいは硬直化したしまして、加えて固定化債権の状況になりまして、平成三年度末の漁協債権総額七百六十六億円に對しまして、回収に十年一十五年以上を要するものあるいは回収不能と見られるものが債権総額の大体一八％に達してきておる。これが組合の財務を圧迫いたしまして、組合の本来機能を果たし得ない、あるいはここ数年のうちに組合としての存立がでないのではないか、こういう組合がかなり出てきておる、こういった状況にござい

このため、私も系統組織といたしまして、トータルコストを削減する、さらに単協と連合会の機能分担をはっきりさせていこうと、こういうことで実は一昨年から機能・組織審議会というものを設置いたしました。二カ年にわたり検討を進めてまいりまして、来る五月には最終結論を出す予定でございますが、基本的には組合の合併あるいは事業統合を柱にいたしました広域あるいは中核漁協づくりに全力を挙げていかなければならないと、こういった形で決議がされる予定でございます。

あわせて、現在国の方で進められております漁協事業基盤強化総合推進事業、これに基づきます北海道庁の基本方針につきましても、私もとすり合わせを終わりました。今後五カ年、十年の間で百二十九組合はとんとすべてが合併なり事業統合の対象として網羅されておる、こういう方向づけを行っております。前期五カ年の間にしましては、五十五組合に対してこれを十五組合程度に統合していこうと、こういう考え方を実は出しておるわけでございます。

この中で実は問題とされておりますこういった合併なり事業統合に対する組合員あるいは役員の意識はどうかという問題でございますが、先ほど申し上げましたような組合のそういった経済的な状況、さらに私も現地にいらしまして、それぞれの組合につきまして、今後五カ年の間に一体組合はどうなるんだというのを数字をもちまして全部調査をいたしまして、これを総代会、理事会等につけて、現実には組合の姿というものをはっきりさせたわけでございます。この結果、支庁管内ごとに一本化しようではないかと、こういったいろいろな広域合併の機運が高まってきておるわけでございます。

こういった意味で合併助成法の改正なり延長というものは大きなはずみになるというふうに私も期待を申し上げておるわけでございます。ただ、前段で申し上げました組合の財務格差あるいは償還不能固定化債権が大きなネックとなっておりまして、

ります。国の総合対策事業におきましては、欠損金及び管理債権見合いの整備貸付金の利子補給というところでございまして、利息累増の軽減はできるものの元本の解消は当然のことながら自助努力というものによらざるを得ないということになるわけでございます。

私も連合会といたしまして、合併、事業統合に向かつて努力し、自助努力も行うと、こういう組合に対してはその自助努力を超える部分につきましては何らかの支援措置を講じなければならぬ、こういうことで懸命な検討を現在続けておるわけでございます。そういった観点から今後国の総合対策事業が地域の実態に即して運用が図られるということ、それからあわせて、こういった負債整理に対する自助努力、これへの格別の御配慮をお願い申し上げたい、こういうことでございます。

さらに、水協法改正に関連いたしまして、経営管理体制の整備強化問題、これは先ほど全漁連の菅原専務からも申し上げましたが、今後の広域漁協のあり方として当然妥当なものと考えてるわけでございますが、今後法改正に伴います模範定款例、こういった段階で各県の実情に応じた弾力的な指導をされるようお願いを申し上げます。

またあわせて、今回の改正で見送られたわけでございますが、漁協の存続要件二十八、こういったことは当然引き上げられるべきであるというふうに私も考えておりますし、それから今後の組合の置かれた立場なり環境条件、その目的に従いまして、組合員資格日数につきましては現在九十日から百二十日と、こういうふうになっておるわけでございますが、先ほど申し上げました意味合いからそれぞれの組合の中でこれは考えていくべき問題ではなからうかというところで、上下限ともこれを拡大すると、こういった方向で検討課題にしたいと思っております。こういったことをお願い申し上げたいと思っております。

第二は、水協法に新しく組合事業として入れられました資源管理規程に関連する問題でございます。

す。

北海道におきます第一種共同漁業権管理につきましては、これは極めて漁業権行使規則等によつてきつちりやられておまして、これは本州府県にも例を見ないというわけでございまして、今後本来の意味の資源管理型漁業を進める上で、いわゆる共有の共同漁業権あるいは許可漁業、こういったものを中心いたしました広域的な資源管理を具体的にどう構築していくかという問題が大きな問題として残っておるわけでございます。

私も漁業者の意識改革というのが基本であるという立場から、具体的に現地にいらしまして、いろいろ資源保護対策についての検討を進めておるわけでございますが、この点で特に国に要請を申し上げたい課題が二点ございます。

その一つは、沖合底びきあるいはまき網、こういった効率的ではございますが、採捕についての選択性がなく、しかも資源管理に本質的なかなじみ得ない漁具・漁法、こういった漁業にどう対処されていくのかという問題でございます。この問題につきましては、特に行政にお願い申し上げたいのは、いろいろ沿岸と沖合底びき、長い紛争の歴史はございますが、今後我が国二百海里内の資源の永続的な再生産というものを図っていくためには、従来の行政のバランス感覚によります漁業調整、こういった城を脱しまして、操業海域なり期間、操業隻数について思い切った見直しを図られる、こういったことが真の意味の広域的な資源管理につながるのではないかと、このように痛感をいたしておるわけでございます。

あわせて、韓国トロール漁船の問題につきましても、先ほど菅原専務から申し上げたとおり、資源的には同じような問題があるわけでございます。こういった点で資源管理水域の設定等につきまして特段の御尽力をお願い申し上げます。ということでございます。

それから、最後が環境保全の問題でございます。

五年前から北海道の浜のお母さん方は、「百年かけて百年前の自然の浜を」と、こういった言い方で、ささやかな息の長い木を植える運動というものを通して実は展開いたしておるわけでございます。

私も系統組織といたしまして、公害対策にいろいろ実は取り組んでおるわけでございまして、研究室も設置いたしました。国の環境計量士の資格を持った職員も四名配置をいたしました。対応いたしておるわけでございますが、制度的な問題は別問題といたしまして、まず第一に特に公害事業等におきますいわゆる農地開発なり河川改修、ダム建設等でございます。こういったものに伴います漁業側との事前協議体制、こういうものをぜひ確立していただきたいという点でございます。

さらに二点目といたしまして、これは従来言われておることでございますが、いわゆる統制行政というところで、開発等に伴います行政の対応につきまして、環境保全を進めるための計画なり実施、管理、こういったものを包括した責任体制というものが極めて不明確であります。そういうことで、当面とりあえずそういった関係省庁間の連絡協議体制の強化というものをぜひ図っていただきたい。

それから三点目、これは具体的なお願いでございますが、漁業者といえども漁業系廃棄物の処理については責任を持ってやらなきゃならぬわけでございまして、北海道の場合は特にホタテのいろいろウロ処理等に関連いたしまして現在具体的な対応を進めておるわけでございますが、ぜひ行政の立場からモデルプラント、技術的にかなり困難な問題を伴いますので、モデルプラントの設置などにつきまして検討をしていただきたい。

浜のお母さん方のこういったまじめな運動が環境関連行政の中でぜひ生かされるようにお願いを申し上げます。こういったことをお願い申し上げます。

あわせて、沿岸改善資金助成法につきましても、今後改良普及事業とのセットの中で資源管

理型漁業の推進あるいは後継者育成の面から尽力を賜りたいというふうに考えております。これは一般論としての話でございますが、現在沿岸漁業というのは十トン未満ということで区切られておる。実態的には二十トン未満もほとんど何も変わらない、こういうふうな私どもは考えておるわけでございます。これは一般課題でございますが、今後の検討課題としてぜひ再検討していただきたいということをお願いを申し上げます。

以上、多少長くなりましたが私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。

次に、藤井参考人をお願いいたします。藤井参考人。

○参考人(藤井幸雄君) 委員の先生方おはようございます。私、座って述べさせていただきます。

私は、全国漁協労働の藤井でございます。現在、勤務は青森県の県漁連に勤務しております。本日は、漁業協同組合にとりまして大変重要な法案の審議に際しまして、私どもの意見を述べさせていただきます機会を与えていただきまして、ここに深く感謝申し上げます。

私からは、漁協システムに働く職員の立場から、漁協の現状と課題につきまして、私どもが考えておりますことの要点を申し上げまして、参考に供していただきたいと思います。

まず第一に、漁協職員の現状でございますが、全国の沿海地区の漁協に働く職員が約二万人、現在働いております。そのほか連合会等の職員も入れますと、約三万三千人が全国の漁協関係で働いているわけでございます。御案内のとおり、全国の沿海地区には約二百余の漁協がありまして、これで職員の数を割りますと一漁協当たり九・七人が平均でございます。さらに、職員が五名以下の漁協というのが全体の半分でございます。こういうことから漁協の規模の零細性が御理解いた

だけるものと思ひます。

この漁協職員が全国の津々浦々の漁協で、漁船が帰港する早朝から漁業者を声をかけながら、市場に出ての魚の荷受け、入札、あるいは漁船への油の供給、あるいは信用事業等の資金の相談、こういう漁協の仕事に担っているわけでございます。さらには漁村の地域の部落の仕事をか、そういうことも漁協の仕事として一生懸命果たしているのが実態であろうかと思ひます。

今日、厳しい漁業環境の中で、漁協の役割が強く求められております。そのためには、まず第一に、漁協職員の意欲と活力がなければその達成ができません。私ども漁協に五十年間、産地市場におりまして魚の入札等をやった経験がございます。また指導職員として漁協への出向を含めまして指導を八年間やった経験がございます。

このときの経験から申し上げれば、漁協の事業は職員の昼夜を問わない働きがなくては支えられていけるものと思ひます。盛漁期には朝の五時、六時から仕事を始めまして、伝票の処理等終わるのが夜遅くということがたびたびあるのが実情であります。これは、その担当職員に限らず、ほかの部門の職員も同様でございます。職員の人数が少ないうえに交代で現場に立ってそういう仕事をしているわけでございます。私も漁協の再建のために漁協に出向したときは、そのようなことで一生懸命働いた記憶がございます。

このようにして私たちが漁協で一生懸命働けるのは、それは私ばかりではありませんが、海に生きる漁業者の生活と漁村を自分が支えるという熱意と、漁業者から全面的な信頼を得ているという信念からでございます。また、漁協の職員にあっては、小さいときからそこで生まれ育っていますので、そこで働いて生きがいを感じている、こういうことであります。

しかし、近年、漁協の職員の確保が大変厳しくなっているということが現実としてあります。その原因は幾つかあると思ひますが、まず第一は、職員の待遇改善が進まないということであると思

います。それは他の民間企業あるいは市町村、農協等と比べて労働条件の格差が拡大しているという実態であります。第二は、漁業資源の減少あるいは漁業者の後継者問題等から、漁協の将来に不安を持っていることがあろうと思ひます。第三は、いろいろな漁協事業を取り巻く環境が一段と厳しくなっていることであらうと思ひます。

そこで、漁協が組合員と地域の期待にこたえまして漁村の中核としての役割を發揮していくためには、これらの問題を克服していくことが重要なことである。そのためには、第一にまず有能な職員の確保と養成が重要な課題であります。しかし、漁協の週休二日制の導入状況を見ますと、何らかの形でこれを取り入れてる漁協は全体の約三割という状況であります。大半の漁協にあっては週休二日制は無縁という実態であります。

しかし、既に農協系統は昨年四月より完全週休二日制を実施しております。また昨年以来、都道府県公務員、市町村、こういうところも順次二日制を導入しております。民間企業におきましても人材確保の条件に週休二日制というのが欠かせないというのが昨今の状況であります。我々漁協系統におきましても、優秀な人材の確保のために早急に組織的な対応を図る必要があるものと思っております。

さらに給与の面におきましても、他に比べてやはり改善がなかなか進まないという状況であります。その体系におきましても水揚げ期待の賞与にやささか偏った内容でありますので、生活の基本給の改善が求められるものであります。

また、定年制の制度につきましても、年金の支給開始年齢に合わせた定年の延長がぜひとも必要な状況にあります。

第二の課題は、資源管理型漁業の一層の推進であらうと思ひます。

私も漁協に過去に出向したことがございますが、資源の管理がぜひとも必要と感じて推進したことがございます。漁協の事業として資源管理が

明確に位置づけられることで、より効果的な漁場管理が図られていくものと思ひます。

第三の課題は、漁協経営基盤の強化と展望ある漁協事業の確立であらうと思ひます。

そのためには、市場統合等の流通改善、あるいは消費者に直販するような付加価値向上型の事業の構築であらうと思ひます。そのほかに加工施設や活魚施設の拡充が必要であると思ひます。漁協経営基盤の強化にあっては合併や事業統合の推進がぜひとも必要なことであると思ひます。

いずれにいたしましても、以上のいずれの課題も、これを打開するためには、漁場の管理、組合員の経営指導、経済事業の企画開発、総合事業の将来計画、こういうことを行えるような専任職員を擁する組織体制をつくる必要があります。このことを念頭に置きました合併や事業統合の推進が必要だと考えております。

しかし、この際申し上げておかなければならないことは、合併や事業統合の組織再編に当たっては、経営の効率化のみを考へることではなくて、また合理化を目的に行われることがないようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。むしろこのような場合は、新規事業の構築、職員の雇用と活用十分に配慮していただいて、そういう事業展開を図ることによって、組合員の富漁と生活の向上に資するよう努めていくことが肝要であると思ひます。

これからの新しい時代の沿岸漁業の発展のためには、漁業者と語らって、漁業者と一緒に働く、あるいは漁協職員の養成と優秀な職員の確保が大事であります。そのためには、やはり週休二日制の導入とか待遇改善に向けた職員問題に組織的に取り組むことが急がなければならないことであらうと思ひます。このため、労働条件の実態調査や改善に向けた方針の作成等も必要だと考えております。近年、漁業者の間で定期休漁日の導入が全国各地で進められております。こうした漁業者の活動も含めまして全般的な対策が必要であると考えております。

ものについて大変いろんな問題を含んでくるのではないだろうか。そういう意味で、こどもややり先ほどのマリンスポーツと同じでございますけれども、広域的な事業組織化といいますが、そうしたものををつくるための十分な地域の漁業者のコンセンサスというものが必要になるのではないだろうか。

そういう観点から申し上げますと、こうした事業をむしろ今後の広域的な活性化のための戦略的な事業として意識的に位置づけていく。そして、そうした戦略的な事業のための投資なり補助のあり方というものも、これまでの例えば魚礁とか増殖場というようなものもありましたけれども、そうしたこれまでの比較規模の小さなものとは違った観点での投資なり補助のあり方というものを検討して、新しい分野といえますか、をつくり出していかないとスケールメリットの方に結びついていかないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○菅野久光君 大変貴重な御意見ありがとうございます。

続きまして、菅原参考人にお伺いをいたしたいと思っております。

初めに、先ほどから資源管理型漁業、二百里時代を迎えて、もう何よりもこのことをしっかりやっていかなきゃならぬというのはどの参考人もおっしゃっておいりましたし、私もそう思っております。

現行の漁業法なんです、これが資源管理を行うためには妥当だというふうに思っておられるかどうか、そこを最初にお伺いしたいと思っております。

○参考人(菅原昭君) 先ほど地井先生のお話の中にもありましたけれども、日本の漁業というのは大変古い歴史を持っておりまして、その長い歴史を法的に追認するような形で現在の漁業法の体系ができてきているんだと思うんです。そういう意味では私は今日も基本的な妥当性を持った

法体系になっているんだというふうに思っております。

ただ、ここから先は、漁業法が想定している資源の重要性あるいは漁業全体の民主化というような法の理念を達成しつつ、新しい観点からの資源の管理ということがまた必要になってきているわけでありまして、まして最近のように資源管理も前浜の管理からより広域的な管理という形で変化を遂げていく状況にありますので、そういうマネジメントのシステムみたいなものはこれからいろいろ漁業法を本体にしたサブシステムみたいな形で勉強していく余地はあるかと思っておりますが、基本的な枠組みとしては、私は十分今日の意味のある法律の体系になっているというふうに認識しております。

○菅野久光君 総体的には妥当性を持っているというふうなことであるけれども、個々の観点からいくと幾らか問題といえますか現状に合わないところがあるのではないかとこのようにお考えでしょうか。

○参考人(菅原昭君) 漁業法の今の体系が今日のな問題に対応できなくなっているという認識は私は持っております。

ただ、管理の手法あるいはネットワークというものが漁村の環境の動きに即応していろいろな変化の状況がありますので、そういうものについてはさらにサブシステムの充実というふうなことは努力していかなくちゃいかぬ側面があるかと、このようにお考えに認識しております。

○菅野久光君 次に、我が国の漁協の問題について、全漁連が昨年十一月二十日に三年に一度の全国漁協大会を開催されました。そして運動方針を決定されたわけですが、その運動を進める前提として六項目の政策課題を決定されましたね。その六項目は政策的に非常に重要な課題ばかりであります。一番最初に掲げられている漁業制度の抜本的見直しについて、現在お考えになっていることとあればそれをお伺いしたいというふうに思っています。

またあわせて、現行の漁業基本法としての沿岸漁業等振興法についてどのようにお考えになっているのか、そこもところもお聞かせいただきたいと思っております。

○参考人(菅原昭君) 率直に申し上げますと、現在の漁業について漁業者の間からは、いろいろな意見といえますが、不安といえますが、当然あるわけですが、制度の基本にかかわる部分というふうには考えれば、今の日本漁業を基本的にどういうふうな国策の中に位置づけられているか、もう少し明確な位置づけができないものかというように漁業者の不安といえますが、気持ちもあるわけです。

ただ、位置づけと一言に言いますが、実態的にはなかなか難しい問題があります。例えば漁業生産の持つ役割、これは私どもは常に貴重な国民の動物たんばくの半分を担っている、非常に重要な産業だといえるように漁業者みずから考えてやっているわけですが、しかし、例えば動物たんばく全体の需給ということを考えてみましても、大変今ふえてきている輸入水産物というものを供給ソースとしてどういうふうな位置づけるかというような問題もありまして、なかなか簡単にいかないことがあるかと思っております。

また、漁業の果たしている役割につきましても、従来は漁業生産活動というのが当然中心になってきているわけですが、最近では、先ほどの地井先生のお話にもありましたように、海の持つ多面的な価値、役割というのについて漁業者といふものが深いかかわりを持っていかざるを得なくなっているという。こういう大きな状況の変化の中で基本法の制度というものはどういうふうにあるべきなのかというような問題について、私どもも寄り寄り議論は内部的にしているわけですが、なかなかはっきりした形のものが出てくれないという状況であります。

したがって、政策課題の中で漁業制度の抜本的見直しという柱を一本立ててはおりますが、その内容を具体的にどう考えるかということにつきましては、私どもの組織の内部でもいまだ議論

論を煮詰めていきませんと、具体的な姿になかなかってきていないということ率直に申し上げざるを得ないと思っております。

なお、沿振法について先生からお話がありましたが、沿振法も他産業との均衡ある発展ということを中心的なテーマとしてつくっていただいているわけですが、大変な役割を果たしてきている法律だといふふうに思っております。ただ、やはりこれも先ほどの漁業法と同じで、沿振法も基本法でありますので、実際の施策は個別の法律なりあるいは物によっては予算措置等で実施していただいておりますので、私は問題はむしろ今後あるとすれば、具体的な個々の施策を展開する法律なり予算措置等についてさらに充実をしていっていただかないかというふうに思っております。

○菅野久光君 沿振法は基本法としての性格ですから、それは持っているが、しかし個々の問題を当たっていきますと、農業基本法と同じように他産業並みの、例えばそういうところはまだまだできていないが、これは具体的な施策の中で予算等もつけてやっていかねばならない問題でございまして、そこはそういうことで押さえておきたいと思っております。

次に、漁協の合併とか事業統合等の推進に関連いたしまして、一九九〇年の法改正に基づいて一県一信用事業統合体構想が示されました。漁協信用事業組織強化方を策定されて懸命に取り組まれているようにお聞きしておりますが、このことについて成果が上がっているのかどうか。また、そうした中で県信漁連等ではパブルの崩壊に伴っていろいろ問題が起きているようでありまして、こうした問題について全漁連としてはどのような対策をとられているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○参考人(菅原昭君) 一県一信用事業統合体の問題につきましては、実際の成果というものは、今推進がようやく緒につき始めたということでありまして、効果というものはこれから先の問題だろ

うというふうな思っております。

漁協の信用事業と申しますのは、販売事業、購買事業あるいは指導事業、共済、信用という全体の事業の中の一環でありますので、私どももその中から信用事業だけ切り離して県単位にまとめていくという考え方については大分深刻な議論も内部的にいたしましたし、漁業者の納得も得るまでにはかなりいろいろ議論がありました。しかし、そうせざるを得ない状況にもう追込まれていくというのが基本的な認識であります。

ただ、漁協単位の信用事業を県単位にまとめれば確かに一つのスケールとしての固まりはできるわけですが、それで十分この金融自由化の荒波に対応できるのかということになりますと、率直に言ってスケールメリットという点だけで考えればまだまだ問題は残るんじゃないかと思っております。しかし、非常に大きな要素は、専ら漁協の金融、系統の金融というのを、漁協が組合員の貯金、要するに調達を重点的にやって、信漁連はその運用、農林中金の連携もありながら信漁連が運用していく。つまり、調達と運用が二元的になっている状態は非常にこの金融の情勢には対応しにくいということもありますので、私もスケールメリットのほかに運用と調達を一体的に行っていく、そういう機能の一元化ということに大変大きな意味があるんじゃないかというふうに認識しておりますので、今後ともこれはぜひ早急な実現を図っていききたいというふうに思っております。

それから、最近一、二新聞等で有価証券の運用の失敗ということが報じられておりまして、私ども系統組織にいる者として大変申しわけないことだというふうに思っております。あつてはいけないことであるわけですが、これからのこととしては、みずからの体力に合った有価証券の運用といえますか、そういうことに一層努めていかなければいけないと思ひますし、それを担保する手段として内部牽制機能を一層強めていく必要があるかと思っております。このたびの法改正の中で監事の機能を強化していただくということもそ

ういう線につながっていくことだろうと思ひますし、さらに全漁連としまして、平成五年度から国の補助もいただきながら会員に対する指導監査を始めていきたい。従来はそれができない状態が続いてきておりましたので、平成五年度からはそういう努力もしていきたいというふうに考えております。

○菅野久光君 信用事業ですから、信用というその言葉に恥じない運営といひますか、それを全国的に展開していくということではなかなか大変な御苦労が多いんじゃないかというふうに思ひますが、これは一番やっぱり基本にかかわる問題ですので、さらに御努力をいただきたいというふうに思ひます。

次に、協同組合の原則という中には協同組合間の提携という項目があったように思ひておりますが、全漁連としては、農協とかあるいは生協など異種協同組合との提携についてどのようにお考えになっておられるか。また、全国段階や県段階、単位漁協段階で取り組まれている事例があれば簡単に御紹介をいただきたいと思ひます。

また、関連しまして、北海道と山口県といったように地域が大きく離れた漁協間の提携もしくは漁協間のネットワークの形成などについてどのようにお考えか、お伺ひいたします。

○参考人(菅原昭君) 私どもの協同組合組織にとりましては、今先生のおっしゃった協同組合間の提携というのは非常に大きいテーマでありまして、日本の協同組合、農協、漁協、生協、森林組合、大体その辺を中心に日本協同組合連盟というのをつくって横の連携をとりながら進めているわけですが、その中でもとりわけ協同組合間の事業の提携というところにつきましては、全国の協同組合間の連携推進協議会という組織も別途つくりまして、常時横断的な横の連携ができるようなシステムをつくっておりますし、また実態的に事業提携を進めるための研究会というのにも年に一廻程度ですが、大体十五回ぐらい今重ねてきております。

そういう中で、例えば具体的な例ですが、全漁連としましては日生協と販売事業中心の提携の覚書等々を結んで現在事業推進に当たっておりますし、それから水産物を中心とした流通のセンターを、日生協と全漁連等が中心になった共同会社というふうなものも今実際に稼働しております。

また、地域的にもさまざまな試みがなされておりますし、特に生協は消費者の声を直接生産者に伝えてくださるという側面もありまして、今後ともこの提携はかなり進んでいくだろうというふうに考えております。ただ短期的には、いろいろ提携といひましてもあくまでも経済原則にのっとりた提携でありまして、それぞれの条件がなかなか合わない面も物によってはありますので、一本調子に進んでいくかどうかというのは簡単には言えないと思ひますけれども、大きい流れとしてはだんだんそのパイプは太くなっていく方向にある。

国際協同組合連盟、ICAと言ひますが、それがアジア地域では初めての大会が昨年東京で開かれました。その中でも協同組合間提携というのは非常に大きいテーマで確認されておりますので、大きい流れとしてはこれから太くなっていくんじゃないかというふうに考えております。

○菅野久光君 漁協間の提携。

○参考人(菅原昭君) 漁協間の提携は、具体的に生産直というふうな形で特定の漁協と特定の生協という形は幾つかあります。

ただ、これも実際に見てみますと、魚は自然のものでありますので、予定したように生産が上がらない、あるいは品種がそろいにくいというようなことがあったりしまして、いろいろその辺の品ぞろえ等にさらに工夫を加えていかないと長期間続けていくというのはなかなか難しい面もあるのかなというふうに思ひております。しかし、個別にはかなりそういう提携は進んでおります。

力をとったのを北海道の例えば江差とか函館とかそういうところへ陸揚げする。そういうような漁協間の提携などのネットワークですね、こういったようなものは大分進んでいるんじゃないか、これからやろうというふうなことになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○参考人(菅原昭君) 漁協同士の提携ということになりますと、多分一番多いのは水揚げをお互いに利用し合うということ。その前には、当然漁協の地先の漁場を他県借りをしていくとか、そういう問題も背景として絡むわけですが、多分水揚げでお互いに活用し合う。

それからもう一つのパターンは、加工に非常に熱心に取り組んでいる漁協の場合は、加工原料の安定的な供給の面として他県の漁協から導入を図るというケースはかなりあると思ひます。

○菅野久光君 菅原参考人、最後にございまして、我が国の周辺海域ですね、二百海里水域で操業する外国船と我が国漁船とのトラブルが絶えない。私も国会に出てきまして一番最初に取り上げたのが実は北海道の羽幌沖の韓国漁船に投石をした事件だったわけでございますけれども、その対策として、全漁連として、我が国も全面的に二百海里の設定を主張されて、国会へも陳情されたというところは私もよく知っておりますが、その主張は今も変わっていないのか、それとも新たな提案があるのか、先ほど漁業管理水域というふうなお話もございましたが、そういうふうなようなことなどで提案があるのか、その辺についてはいかがでございましょうか。

○参考人(菅原昭君) 二百海里を適用していただきたいという方針にはもういささかも変更ございません。これは、私どものあらゆる組織内部の討議を経て、何回も確認の決議なり決定をしておりますので、この基本はいささかも変わりないわけですので。

ただし、それをお願いしてから余りにも時間がたち過ぎまして、にもかかわらず事態はほとんど改善できないというところに対する漁業者としてのやむにやまれぬ気持ちから、一歩退いてませ

めて資源管理、これは漁業資源管理水域ですの
で、二百海里ということになれば、御承知のよう
に、国土の延長線上で物を考えていく世界になる
わけですが、それが日本の漁業以外のさまざまな
都合からなかなか進まないということであられ
ば、漁業資源に着目して、狭い範囲で結構ですの
で現状を一步でも早く打開していただきたい。そ
うしませんと、先ほど来強調して述べております
資源管理型漁業といっても、特に関係地区で今苦
しんでいる漁業者の気持ちからすれば「どこの国
の話ですかね」というような感じに正直なるわけ
です。

日本の漁業の歴史は、特に戦後の歴史は拡大中
心の歴史であって、足元の沿岸漁業というのは
黙っていても順当にいくという前提に立って、沖
合へあるいは遠洋へという拡大の歴史だったと思
うんです。

その際、昭和五十二年に日本の領海は三海里か
ら十二海里に変わったんですが、私もその前
に十何年かけて、領海三海里という時代はもう過
去のものだ、早く十二海里にせめてほしいとい
と。そのころはソ連の漁船で、もう三海里とい
うのは陸から見ても先なわけで、そこを極めて大
型の船でどんどんどんどん根こそぎやられる
という状態で、日本の沿岸の小さい船は操業でき
ないという状態を十何年続けたわけですね。しか
し、どうしても領海は広げることができなかった
。いろんな阻害要因を十何年私たちは聞かされ
続けてきましたけれども、どのようなことがあつ
たにしても、昭和五十二年には立派に十二海里が
できたわけです。

ですから、私もその経験からしても、二百
海里全面適用はどんな障害があってもやろうとい
う強い意思があればできる、その道を模索すべき
なんだという気持ちに一切変わりはないわけですが、
漁業者の声も小さいこともあって、しかし、
もう関係漁業者は本日に毎日のように内部で、も
う海の上で国際的な事件になるようなことを起こ
さない限りは前へ進まないじゃないかという非常

に絶望的な気持ちでおりますので、私もはぜひ
先生方の御理解で、せめて漁業資源を守るための
水域ということを御提案いただきたいというふう
に強く思っております。

私も、もう繰り返す必要もないわけですが、
が、漁業資源管理水域をつくったとしても、その
水域から外国漁船を一切排除するという気持ちは
ないわけですが、その水域の中では、日本の漁業者
が努力している漁業規制と同じレベルの規制を受
けながら、整々とした漁業をお互いに行っている
だいたい。日本の船も外国へ行ったら同じような
ルールのもとでやるといのが基本ですので、決
して排除ということは考えておりませんので、本
当に実現できる案というつもりで御提案申し上げ
ているつもりです。

○菅野久光君 菅原参考人、どうもありがとうございます。
さいました。

続きまして、稲垣参考人にお伺いをいたしたい
と思えます。

北海道は、漁村における協同組合運動の大変進
んだ地域であります。しかも、オホーツク海沿岸
とか太平洋沿岸、津軽海峡沿岸、日本海沿岸とそ
れぞれ漁業の実態が異なっておりまして、漁家の
所得も地域によって大変格差が大きいというふう
に思えます。したがって、漁業の振興策もなかなか
一筋縄ではいかないというふうに思いますが、
そういう格差が大きい中で漁協の合併について大
変御苦労しておられるわけですが、まずその御苦
労のほどをお聞かせいただければと思います。

○参考人(稲垣大雄君) 北海道の実績といたしま
しては、この十年間、平成元年に実は「ケース、
四組合の合併」というものをやりまして、現在は平
成五年度内に二ケース合併実現の見通しにござい
ますし、一組合につきましては私も職員を常駐
させまして、実は合併指導に当たっているわけで
ございます。苦勞と申しまして、要するにその
合併のいろいろの阻害要因をこのプロセスの中で
どうやって除いていくか、これは極めて難しいで
す。もうケースケースによっていろいろ異なってい

まいます。

端的に申し上げますと、合併する際の人事の問
題、これは組合長をだれにするとか、あるいは参
事をだれにするんだとか、役員を減員するにはど
うするんだとか、こういった問題。あるいは組合
員と申しますのは隣の組合とは仲が悪い、そう
いった組合員の感情問題というのをどう克服して
いくかというような問題。それから、せっかく合
併するわけでございしますが、合併後に旧組合を全
部支所として残していく、こういうことでは合併
のメリットというのはいかにも出ない。そういう
点で、組合員に対するサービスができるだけ落
とさない中で経営効率を上げていかなきゃならな
い、こういう実は問題もございします。

それから、先ほど私から申し上げましたいわゆ
る財務格差という問題をどうやって埋めていくの
か、こういった実は問題もございします。もちろん
漁業権の問題等につきましては、これは合併助成
法で今回あつた形で補てんをされたというこ
とでございします。それと大事なものは、合併した
後、組合員にとってどういうメリットが出てくる
んだということを具体的に組合員にわからせなけ
ればならない、こういった仕事が山積をいたして
おります。

そういった点で、それぞれのケースについて具
体的に組合員にまで徹底するそういった意識的な
改革と申しますか、これは大変な仕事でございま
して、現実的に人事問題では組合長の首に鈴をつ
けなきゃならぬというような仕事も直接やらな
きゃならぬと、固定化債権整理のために連帯
保証人あるいは本人を呼んで具体的に競売にまで
かけてそういった整理をやらせるとか、はっきり
申し上げますと、実はこういった並み並みならな
い苦勞の連続でございします。机の上では確かに何
ケース何組合というような結果となつてあらわれ
ますが、この間のいろいろな作業なり現地に入っ
ての説得、そういった作業、こういったものには
ほとんど二、三年を實際にかけなきゃならない、
こういうような実は苦勞がございします。

私もといたしましては、先ほど申し上げまし
たように、連合会をそろって今度は本部を設置いた
しまして積極的に入るということを考えておりま
すが、基本的なそういった現地対応という面で人
手と予算というのがどうしてもついて回ります。
こういった点で頭も抱えなければならぬという
現状になってございします。

○菅野久光君 御苦勞のほどはよくしのべれます。
北洋漁業を抱える北海道は二百海里体制の影響
を一番強く受けた地域であります。全国の漁協が
抱えている固定化負債が約一千五百億円というふ
うに聞いておりますが、このうち約五〇％が北海
道に集中している。根室など北洋漁業の影響を強
く受けた地域における漁協の経営状態はどうなん
でしょう。その対策としてどのような指導を行
っておられるのか、お伺いしたいと思えます。

○参考人(稲垣大雄君) お答えいたします。
国際規制の強化によりまして確かに組合の経営
というものは悪化をいたしてございします。これは
当然取り扱いが減っていく。さらに、減船等によ
りまして漁業をやめなければならぬという人た
ちのいわゆる負債、これが組合にそのまま残され
るというケースがございします。こういったことか
ら、組合の経営自体が国際規制の強化によりまし
て体質が弱ってくる、こういった問題がございま
す。

ただ、先生も御承知のとおり、そういった国際
規制の関連での道東というの、はつきり申し上げ
まして、生産力と申しますか地方が実はあるわ
けでございします。基本的にはこういった対応策と
いたしましては、生産に見合った執行体制と申し
ますか、こういったものをまず考えていただく。一
部の漁協では既に職員の人員整理というような方
向も実は打ち出しておられるわけでございします
が、こういった点も含めて今後漁協内部の合理化とい
うものをまず第一にやっていたらいいという問題とあ
わせまして、今のうちにそういった根づけ資源、
いわゆる栽培漁業なりこういったところを金をか
けて組合独自でやってみようということで、ホタ

デだとかウニだとか、こういったいわゆる栽培漁業種類、こういった対応をそれぞれやっていただいている。

最終的にそれでは固定化負債の問題はどうするかということになってまいりますと、これも事業統合あるいは合併ということも長期的な十年以内の視野に全部入れまして、そういった中で負債整理を何らかの形で図っていききたい。こういうような長期戦略を立てまして、今具体的に対応を進めておる、こういう段階でございます。

○菅野久光君 次に、韓国漁船などの北海道周辺で操業する外国漁船の対策については本場に苦勞されてきたというふうに思います。また、二百海里規制によって我が国の漁船が沿岸に逆流してきて操業する沖合底びき漁船、北転船ですね、これと沿岸漁民とのトラブルが絶えないわけで、モデル化事業などもしておりますけれども、そんなことではとても今のいろんなトラブルをなくすということではできないんじゃないか。

沿岸に行きますと、沿岸の漁民の人たちが、沿岸事業にかかりのお金をかけているんですが、あの沿岸事業にかけのお金を二年なり三年なりやめてでも、何とか沖合底びき、これを何とか減額補償の方に回して、地先で二百海里内での資源管理型の漁業が安心してできるような、そういうようなことをやるべきではないかというふうなお話なんかが出てきます。

こういう国内の大型漁船とのトラブル対策として何か国がやることがあるのではないかとこのように思いますし、また資源管理面での妙案があらうでしたら、この機会にお聞かせいただければと思います。

○参考人(稲垣大雄君) 先ほども申し上げたわけですが、従来は、先ほど菅原事務からもお話し申し上げましたように、日本漁業のいわゆる外延的発展と申しますか、そういった形の中で日本の二百海里の中の資源問題というのは余り重要視されなかった。ただ、漁場利用に關しての陣取り合戦というふうな形の中で沿岸と底びきの間

の争いが続いていた。

ただ、現実には二百海里という漁場を中心にして今後の永続的な漁業生産を図っていく必要ならぬという観点から申し上げますと、当然言われております資源管理型漁業というのが必要になってまいるわけですが、先ほども申し上げましたように、漁法的にどうしても選択性が無いというふうな、そういった底びき漁法について本場に今後資源管理型漁業を進めていく上で制度的にどう考えていかなければならないのかという大きな実は問題を私どもは痛切に感じておるわけでございます。基本的にそういった面からは今後沿岸とそういった沖合底びきとの間でいろいろ資源保護なり管理をめぐっての話合いというものは続けてまいります。

ただ、基本的にそういった中で今後の二百海里内の資源の再生産というものを図る上で、こういった漁法を持つ漁業について思い切った見直しと申しますか、こういうものがぜひ必要ではないか、単なる陣取り合戦の漁場調整なり、そういった漁業調整の段階では済まない時代に入ってきているんじゃないか、こういうふうに私どもは痛切に感じております。この点につきましては行政にもお願いをし、行政におきましては行政に資源管理協定制度なりいろいろの対応は進めていただいておりますけれども、基本的な解決策にはなっていない、こういうふうには実は考えておるわけでございます。

資源管理上の妙案があるかと言われましても、端的に言いますと、実際に魚をとるのは漁師でございますまして、基本的に漁師がそういった意識を本当の意味で持っているかなければならない。そのためには、経済的な補てんをどうするかということ、思ってもやれないというのは、先ほど申し上げました資源管理について同じような競合関係にある漁業がそういったことになかなかなじみ得ないというところについて、これをどう条件整備をしていくか、こういうことがまず基本になっていかねければならないのじゃないか、私はこういうふう

うに考えております。

○菅野久光君 稲垣参考人に対する最後の質問でございますが、かつて北海道の関係者から栽培漁業権の設定という要望を受けたことがありますが、現在でもそのような要望はあるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○参考人(稲垣大雄君) かつて漁業制度改善というところで漁業を初めその他の関係で北海道としての意見をとりまとめまして、昭和五十年代に実は要請を申し上げたわけですが、特に当面栽培漁業権の問題につきましては、御承知のとおり北海道におきましてことしから五カ年計画で五十億の栽培基金をつくりました。ヒラメの放流を皮切りに実は種苗放流をやりたい、こういうことでやっておるわけでございます。それにつけまして、ヒラメにいたしましても遊漁者、特に放流した直後はヒラメというのは実によくえにつくわけでございます。そういったことで遊漁船がどんどんどんどん入ってきて釣りを釣るようになって、こんな実は実情がございまして、漁民の中からもうこういった放流したものについての何らかの放流者に対する権利というものを与えてくれと、これが一番大きな要請になっておるわけでございます。

ただ、栽培漁業権の問題については、法律的にいろいろ私どもも研究いたしておるわけでございますが、かなり難しい天然との差の問題もございまして、こういった問題があるわけでございます。いずれにいたしましても、所有権は持たなくとも何らかの管理権をそういった放流者、種苗生産放流者に与えるような一つの仕組みというものを考えていただきたい、これは関係する漁業者の切なる願いになってございます。

○菅野久光君 どうもありがとうございます。藤井参考人、大変お待たせをいたしました。全国漁協労働組合協議会の議長さんということで大変御苦勞なさっていることだというふうに思いますが、先ほどもお述べになりましたが、単位漁協に動

められていた職員の方は非常に少ないところが多いということなど大変組織化に苦勞なさっているというふうにも思いますが、大体全国の漁協に働いている職員、連合会も含めて組織率はどのぐらいになっているのでしょうか。

○参考人(藤井幸雄君) 私の方の協議会の組織率でございます。

○菅野久光君 はい。

○参考人(藤井幸雄君) 今現在約三十名がございまして、協議会とはほとんど零細な漁協が多いものですから、労働組合という組織を形づくれるという体制を持っている漁協は少ないものですから、今ある労働組合のほとんどは私の方と一緒に活動している現状でございます。全体で見ますと、二百の漁協の中の数でございますと三十組合ぐらいです。そんな状況でございます。

○菅野久光君 なかなか組織化が進まないその原因は、一単位漁協当たりの職員が少ないということに一つは大きな原因があるんじゃないかと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○参考人(藤井幸雄君) やはり職員間のそういう組織的活動をするためにもいろいろなことがございまして、職員の人数が少ないということからいろいろ忙しいものですから、そういう組織活動をやるうと思っても、それが必要と思っても、漁業者のためにもそれは必要なことなんです、できないというのが現状だろうと思っております。

○菅野久光君 先ほどお述べになりました言葉の中に、漁業者の方がもう朝早くに出て朝早くに戻ってくる、その段階から職員の方々が出て、そして市場に出すものとかいろいろな細かい作業があるわけですね。そのほかに信用の仕事の問題とかさまざまな問題を少ない人数の中で抱えてやっておられる。そういう中で、私のお聞きしたところでは、そういう忙しくて、しかも待遇改善、いわゆる労働条件が余りよくない、それから給与も余りよくないというふうなことで有能な職員を確保するということが非常に難しいというお話を聞きました。

したように、漁港は漁村地域の拠点でございます。日本民族は数千年にわたりまして漁港を中心に生活を営み、伝統文化、風俗をつくり上げてきた。また、我が民族が現在食べている魚食の習慣あるいは民族が民族の知恵で形づくってきた魚食の習慣は、今や人類がかつて経験したことがないほど理想的な日本型食生活ということで結果しておるわけでございます。

思うに日本型食生活はお米の一千万トン、それからお魚の一千万トン、この国内生産がその基軸になっておりまして、日本人が現在享受している長寿社会、この食生活に無縁なものではないわけでありまして、まさに日本の漁民は国民のために大きな役割を果たしていると言つて過言ではないわけでございます。漁業の生産額もいわゆる評論家という先生方のおっしゃるほどではないんでございまして、漁業生産額も二兆七千億円を超えておる立派な産業でございます。

また一面、漁港、漁村は地域住民の定住促進のためにさらに積極的な役割を期待されておられまして、私は、持論でございますけれども、漁港を中心として漁村の整備事業を早く行つて、水洗トイレをつくったり、下水道をつくったり、あるいは海浜の公園をつくったり、あるいは作業道を中心として道路網をつくったり、そういうことが過疎対策あるいは漁業後継者の問題の解決の一助になるというふう信じておるわけでございまして、地域振興のなめになっておるというふう思つておるわけでございます。

このようなことを踏まえた場合に、一部のいわゆる評論家の御意見は私にとつては極めて浅薄皮相な議論である。効率性、合理性、経済性だけを追求して、それがすべてである。私はドグマに感じておるわけでございまして、国民食料のために私どもの浜におきましても毎年痛ましい遭難がございます。しかしながら、それを乗り越えて身命を賭して日夜国民食料の確保のために努力をしていく、零細漁民の立場にかながみますと、この酷薄無残な議論は私にとつてはとつても納得ができません。

ということでございます。さらにそれが国民を惑わす有害なものであるというふうには私は断ぜざるを得ないというふうに考えております。

この点につきまして先生方の御所見を伺えれば幸いです。全先生方から一言ずつお願いを申し上げ次第でございます。

○参考人(地井昭夫君) ただいまの問題につきましてお話し申し上げたいことは極めて多いのでございまして、ごく簡単な点だけに絞らせていただきます。

そうした主張が出てくる背景は、一言で言いますと現場を知らないということが非常に大きな背景としてあらうかと思ひますので、そういう人たちのための学習ツアーなどが計画される必要があるかというふうにも思ひます。

今のお話の中で漁港の問題が出てまいりました。私も漁港について若干研究をしておりますので、私の意見を申し上げます。漁港は生産基盤であることは当然ですが、辺陲の地もしくは離島地域におきましては非常に重要な生活基盤、社会資本であります。また、同時に防災施設、防災基盤でもあらうかと思ひます。

私が注目しておりますのは生活基盤という役割でありまして、一例だけを申し上げます。漁港整備によって用地が造成されますと、そこに役場の健康診断の車が入ってくる、それによって地域の受診率が飛躍的に高まるという事実がございます。その結果、重病の人が二人ほど見つけ出された。これは大変大きな生産基盤あるいは社会資本的な効果でありまして、漁港というのは単に水揚げだけでそのよしあしを判断できるようなものではないと思ひます。そうした点でも、漁港に限らず、これまで行われてきたそういう水産関連の投資というものが持っているさまざまな生産経済効果以外の問題についても、先ほど申し上げましたように、積極的な研究とPRを今後とも続けていくことによってそうした誤解が少しずつ解かれていくんじゃないかというふう期待して

おります。

最後に、ちょっと余分なことですが、そのためにも、農林水産省の生産省としての性格からさらには生産地域省にぜひ政策転換をしていただきたいということを申し上げて、終わります。

○参考人(菅原昭君) 私は今先生のお話を聞かせていただきましたが、本当にしみじみ感じますのは、今でこそ地球規模の環境問題というのが大きいうのは本当に海がきれいではないという仕事でできないというのが基本的な立場でありまして、日本的高度経済成長時代にさまざまな形で産業公害が、その最後の形が全部海に集約して出てきています。そういうときに全国津々浦々にいる漁業者が、これではいけない、この状態を放置しておいたら日本国民の大事な財産が失われるということ、本当に零細な漁業者が必死になって声を張り上げてきた。

しかし、今の時代から見れば、本当にみんなが環境の重要さに気がついてきてくださっているわけですが、これからは、私はいつも申し上げるんですが、日本の島の周辺は約三万キロある中で、漁村集落が全国に大体七千ぐらい、みんなそこで生活しているわけで、大体平均的に四キロから五キロに一カ所ぐらいの漁村集落が存在して常に海を監視している。これは、本当に海洋国家日本としてその存在は極めて重要な意味を持っているんだと私は思っております。

ですから、歴史的な意味を振り返ってみてもなく、先ほど来の本当に偏った物の見方というのは、国民の中で漁業者のしよっている荷物なり果たしてきた役割なりに故意に目をつぶることになつていって、国民全体として間違つた方向にもまたリードしていく非常に困つた発想だというふうにも強く考えております。

私も、反面また私もみずからがこういう問題についてあらゆる機会にも少し積極的に国民の皆さんに情報を提供していくということも必要なんだという気持ちを持っております。

○参考人(稲垣大雄君) 今、菅原専務が環境論の問題からお話しあつたわけでございまして、私は二点だけ申し上げたいと思ひます。

大前先生の論議と申しますのは、いわゆる国際分業論、これは農業も同じような形の中の論旨の展開でございます。これが西暦二〇〇〇年を過ぎますと日本が今輸入しているこういったものは本当に賄つていけるのかどうか、この点を考えていかなきゃならない。しかも、将来ともにわたつて新鮮で安全ないわゆるたんばく食料供給という使命を我が国の水産業は持っているわけでございますので、この点は特に私どもはこういつた論議に対しては強く反発をいたしましたというところでございまして。

もう一つは、三百万円以下の漁業所得しかない漁業者は切り捨てろ、こういったお話でございます。これは私考えますと、あの評論家は生活者重視の考え方をもちになつておるはずでございまして、こういった三百万円以下の低所得者を切り捨てろ、こういう論議は一体どこから来ているのか、私はその点も深く追及させていただきたい、こういうふう考えております。

以上でございます。

○参考人(藤井幸雄君) 佐藤先生の一部の評論家ということでお話がありましたが、私も内容は熟知しておりますが、そのようなことがあつたとすれば、私は漁業者のために働き、水産振興のために一助にならうと思つて働いておる者でございまして、そういう立場から言ひますれば、そのようなことはあつてはならないことであらうと思つております。漁村、漁業者は、先生がおっしゃる通り、伝統、文化、そういうものを引き継いで過疎対策あるいは地域の振興のために一生懸命やっております。

また、漁港の整備につきましても、漁港ができることによってその地域の活性化が生じて、水産業の発展がなされてきたのも事実であります。こういうことはぜひこれからも進めていただいで、そのような議論が起らないように我々も一生懸

命努力しなきいかめと思ひますが、そのように感じまして、私もこれから浜の現状をPRしながらやっていきたいと思ひます。

以上でございます。

○佐藤雄雄君 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

次に、漁協組織の整備について伺ひをしたいと思ひますが、ただいま申し上げましたが、漁協は漁村地域の核でございます。漁業振興の中心としての役割を担つておるわけでござい

ますが、この役割を円滑に、しかも十全に果たしていくためには、漁協組織がしっかりしたものでなければならぬと思ひておるわけでござい

ます。しかしながら、大変残念でございますが、漁協の現状を身すると、信用事業の貯金量あるいは購買事業の事業量、ほぼ農協の一割弱というところかと思ひます。職員の数も先ほど平均九・七人とおっしゃいましたが、九・七人で、これまた農協の一割程度という状態でございます。これでは漁協に要求される指導事業あるいは生産事業あるいは信用、共済、販賣というような本来の事業を果したためにはなかなかできないというふう

に私は考えております。そういうことで、組合員あるいは漁民のためにも漁協の組織整備、特に合併を促進する必要があると思ひます。

私も地方公共団体に勤めておりました、農協の合併、漁協の合併も手がけたことがござい

ます。特に、農協の合併などにつきましては、地方公共団体が、まあ指導と云つては言い過ぎでござい

ますが、例えば大きな合併ですとその市で五年間にわたつて十億円の補助金を出すと、あるいは小さな合併でも五年間で五億円の助成金を出すと

か、いろいろそういうきめ細かい方策を私の県ではとつておるわけでござい

ますけれども、それがいいとは思ひ上げません。行政指導がいいとは思ひ上げませんが、しかし今申し上げましたよう

な、本当に漁民のために、本当に漁業振興をするためというのを考えた場合には、やはり今後、国、県、市町村あるいは系統団体が中心となつて

各県ごとに強力な合併推進組織をつくつて合併を進めていくべきではないか。

そういうことで既におやりになつておる県もござい

ますが、その現状とこの私の考え方について御意見を賜れば幸ひでございます。菅原先生、稲垣先生、藤井先生、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○参考人(菅原昭君) おっしゃつたとおり、私も当面する漁協にとつて最大の課題は組織をどう強化するかという問題だと思つておるわけでござい

ますが、人材を確保するためには、それなりの労働条件なりあるいは職場環境なりというものを改善して、他産業と伍していけるような漁協運動の組織をつくつていかなければ絵にかいたもち

になるだらうと思ひます。

そういうことも含めて私も、組織はでかければいい、漁協は大きくさえすればいいというふう

に思つておるわけではござい

ませんが、必要な仕事をきちんとしてくれるだけの力は何としてでも持

たなければならぬ、本当の意味で漁業者も守つていけな

く、十分

に、今次の法律改正等をしていただいた上は、十分にそれを活用しながら真剣な取り組みを続けてい

きたいというふう

に考えております。

○参考人(稲垣大雄君) 先生のおっしゃるとおりでござい

ますが、また先ほど菅原専務からも申し上げましたが、私も先ほどの陳述で申し上げ

ましたように強力な合併、事業統合、これを推進するための組織づく

りというものを早急に現在手がけております。

この場合、先ほど菅野先生の御質問にお答え申し上げ

まして、いろいろ問題点がござい

ますが、そういうことを解決しながら、実際に現地に

入つてそういう強力な指導ができるような体制を整

組んでいきたい、こういうふう

に考えております。

○参考人(藤井幸雄君) ただいまのことについてですが、漁協組織の基盤の強化というところでござい

ますが、先ほど来申し上げておりますように、九・七人の人間であれば、先生のおっしゃるとおり、本来の仕事が

できかねるという状況が多々あると思ひます。そのために事業の統合あるいは合併等を進めていく

わけではござい

ますが、そこには組織でござい

ますから人がいなければなら

ません。人の育成、そういうものを含めていかなきゃ

いけませんので、そういう場合は私が望んでお

り

ますように職員

の待遇の問題も

組織的に取り上

げていただいて

、その中に織り

込みながら合併

なり事業統合を

やつていただ

きたい。

もう一つは、合併の際に新しい事業を起さな

き

やいけませんので、それらについていろいろな

助成方を御納得いただく検討をされた上でひとつ

目玉として一つの事業を持つていくとすれば、そ

れはその合併が相当展望のあるものになると思

ひます。

以上でございます。

○佐藤雄雄君

ありがとうございます。

合併についてはさまざまな阻害要因があること

も事実でございますし、大変難しい問題でござい

ます。しかし、これは腰を据えて進めな

きゃならぬというふう

に思つておるわけ

ですが、合併が困難な地域につきま

しては、改善の策として各事業部門

において事業統合を進めるとい

うことも考慮していいんではないかと、

こう思ひます。特に信用事業につ

きましては他の金融機関との間で競争

力が、大変失礼でございますが、漁協

サイドは非常に低い。さらに、金融自由化を目前にして信用事業の整備統合を図ることが喫緊の急務であるとい

うふう

に私は理解して

おります。

さらに、これも私の経験からでござい

ますが、現在の漁協の体制では不祥事件を未然に防止する

ための内部牽制組織も十分でないという

こともござい

ます。せめて県一円の事業体をつくつて組織整備を図ることが肝心ではないかと、

こういうふう

に思つております。その際に留意すべき点は、これは単協にだけ

そういう組織整備を要求するんではなくて、連合会あるいは全国連合会

に組織のあり方を

見直す必要があるんではないかと

いうふう

に私は考えておるわけではござい

ますけれども、その点菅原先生、稲垣先生の御意見をお聞かせ

いただきたいと思ひ

ます。

○参考人(菅原昭君) 確かに、私も今、当面の課題として漁協の合併、事業統合を最重点に進

めておるわけでは

ありますが、その方針を検討する

さまざまな組織内部の場におきましては、漁協の上

に成り立っている連合会組織がこのままでいい

かという問題提起はたくさんござい

ます。当然私も連合会は某段階、全国段階含めて組織の

スリム化あるいは合理化に取り組んでいかなきゃい

けないと思つてお

ります。ただ、連合会の問題にな

りますと法律の体系が若干違うもの等もありま

すので、その辺の改善措置も十分議論しながら対

応していかなければいけないだらうというふう

に思つてお

ります。

いずれにしても、漁協によって支えられる連合

会であるという事実には変わりござい

ませんが、組織の再編を待つまでもなく、事実上事業の

横の連携を十分とりながら、できるところから段階

制の縮減なりあるいは中間経費の削減に向けた

努力はもう直ちに始めていかなきゃいけないとい

うふう

に考えてお

ります。

○参考人(稲垣大雄君) 単協、連合会のいわゆる組織再編の問題でござい

ますが、私も、先ほど申し上げ

ましたように、機能・組織審議会にお

きまして一応の方角づけを行つてお

ります。

単協につきま

しては、合併なり事業統合という

ことで合併を前提とした事業統合というものをか

なりの部分進めな

きゃならぬという問題がござい

まして、こ

ういう対応を進めておるというこ

と、もう一つ、連合会をそれじゃどうするんだと

いう問題でござい

ますが、私も既に連合会自

体、現在の専門連合会が北海道内の組織を何らか

の形で統合してい

く、三つの部門ぐら

いに統合し

て

い

く

い

く

ていつてはどうかと、こういうような原案をつくりまして、一応これは時限を決めておられますが、当面はまず単協のそういった合併なり事業統合を進める。それとあわせて連合会自体もそういったトータルコストの削減、そして単協と連合会の機能分担、こういったものを進めていきたい、こういうふうな考えであります。

○佐藤静雄君 信用事業に關連いたしました信用補完事業についてちょっとお尋ねをしたいんですが、漁村における人間関係などを考えた場合に人的担保を徴求することは非常に難しいように思います。あるいは場合によっては廃業、倒産の場合に人的担保だけにすがってありますと大変やらしい問題が出てくる。

それに今度は漁業者の有する不動産等を考えた場合の物的担保、この物的担保についてもう強いとは申しかねる、逆に脆弱性が目立つというふうに思えます。そういう場合に必要資金を適時適切に借りる、あるいは今漁協内部で問題になっている固定化債権を長期間かけて解消するというようなことを考えた場合に、それに対応する信用補完制度の充実が必要じゃないか、こういうふうな思っております。

現在、御承知のように、都道府県の漁業信用基金協会が信用保証を行っております、基金が保険を引き受けるという格好になっておるわけで、それなりの役割は果たしておるというふうに思っておりますけれども、今申し上げましたように、漁民の長期的な固定化債権の解消までを目に入れた、そういう点ではこの漁業信用基金協会の力はまだ弱いと言わざるを得ないと思うのでございます。

さらに、急激に変化するいろんな漁業情勢に対応して、現実に対応している倒産、廃業、そういう場合に即座に対応するように信用基金協会を拡充強化する必要がある。これについては、国、県、市町村、団体が一緒になってこの育成を図る必要があるというふうに私は考えておりますが、菅原

先生、稲垣先生の御意見をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

○参考人(菅原昭君) 先生がおっしゃいますように、漁協の信用事業にとって貸し出しをきちんとしていくというのは非常に重要な問題だと思えます、また漁業者の立場からしてもスムーズな金融がつかないということが事業展開上も避けて通れない重要な課題であります。

そういう中で現在の信用補完制度というのは、なかなか申し分ないで信用基金協会あるいは信用基金再保険等のシステムができておるわけですが、大変重要な役割を果たしているわけですが、先生がおっしゃいましたように、現下の漁業経営の厳しい状況を考えますと、さらに一層この制度が充実していくことが大変望まれるわけであります。ただ、それを充実していくためには、漁業者の組織もまたその辺までそれに対する責任を果たしていく必要があるというところの限界というふうなこともございしますので、その辺も十分視野に入れた上で、この制度の充実を長期的にお願いしたいかなきやいなんだというふうに考えております。

○参考人(稲垣大雄君) 北海道の場合を申し上げますが、先ほども申し上げましたように、国際規制の強化等によりまして代位弁済がかなり多額に上ってきた。こういうことで基金協会そのものの体質も弱くなってきたというところで、三年前ぐらいから再建計画を立てまして、道あるいは市町村、連合会、こういった段階での出資増計画を立てまして、現在そういった体質強化といったことに努めておる段階でございます。

○風間純君 公明党の風間でございします。きょうは大変お忙しいところをありがとうございます。

地井教授におかれましては北海道出身だというふうにお伺いしておりますが、漁村集落の位置づけとか、これまでの御研究の中で何編かのレポートを読ませていただきました、本日に御研究に敬意を表するものでございます。

今まで、午前中もそうございましたが、高齢者の方々がふえていらっしゃる、しかも沿岸漁業の生産力がかなり影響を受けている、そして漁村そのものの活力が低下しているようにお話を伺ったわけでございますけれども、これは私の出身でもあります旭川でも農業・農村についても同じ問題を抱えておられて、農林水産省が昨年六月に新農政、いわゆるビジョンを出しました。選択し得る職業としての魅力ある、あるいはやりがいのあるものとするための所得などを他産業並みの水準とするということを目指した農業経営を展望したビジョンだということに思いますけれども、漁業の場合も農業以上に非常に自然環境に左右されて、また国際漁業情勢についてもある意味では非常に先行き不透明な部分もあるかというふうに今思っております。

将来展望をそういう意味で示すことは非常に簡単なわけにはいかないかと思っておりますけれども、漁業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものにするのが求められているわけで、そういう意味で、このような観点から先生のこれまでの御研究を踏まえて、漁村の活性化あるいは漁村集落のあり方といましようか、今まではある家をずらしてでも活性化をするためにシフトするとかいうようなことも含めて先生のお考えをお聞かせ願えればありがたいというふうに思います。

○参考人(地井昭夫君) 私の論文をお読みいただいたところで、ありがとうございます。

ただいまの御質問は大変難しい問題でもありますが、またさまざまな角度からのお答えも可能かと思うんですが、私が今ちょっと思いついたというか、ここにメモしながらあれした範囲でちょっとお話し申し上げてみたいと思います。

私は、午前中の意見でも申し上げましたが、農村もそうだと思いますけれども、漁村もやはりこれからの自由化といえますか開かれた地域社会を形成していかなければいけないと思います。そのときに農村と漁村を比べてみますと、どうしても漁村の方が開かれ方が少ない。それが漁業権の問題

なり生産構造からくる一つの特徴でもあるわけですが、すけれども、しかし、既に出ておりますように、食料生産と消費という関係を超えて非常に多くの付加価値という潜在的な価値があることを考えますと、漁村には大変多くのビジネスチャンスが潜んでいるというふうに思います。

しかし、その多くのビジネスチャンスを具体的なものにしていくためには、新しい頭脳といえますか力が必要なんですけれども、そのところあたりだけを考えてみても私は漁村の活性化の、もちろん漁業生産の方にもそういうチャンスがいっぱいあると思いますけれども、それ以外のビジネスチャンスのところに積極的に、先ほども申し上げましたような新規参入者とか、あるいは特別の技能を持った人とか、あるいはそういう漁業なり関連のビジネスをやってみたいという人を招き入れる体制と、そうした制度的な裏づけといえますか、今度もそういう貸し付けとかいうことで制度的な裏づけができるわけでございしますけれども、そういうことによって大変多くのビジネスチャンスを生かすことができると思います。

ほんの一例ですけれども、沖縄で私が調査したところでは海洋性レクリエーションをやって、そのインストラクター、つまり指導者として数名、十名近い人だったと思っておりますけれども、二十代、三十代の若者が戻ってくる。そこは大変スキューバダイビングの盛んなところで、本土あたりから女性がたくさん参ります。そのおかげもあって嫁さん不足は全くない。そういうようなところもあるわけでございます。これはほんの一例だし、地域の実態はもうちょっと複雑で、そう単純ではないかと思えますけれども、そうしたビジネスチャンスを生かすというのは大変重要なことであると思っております。

それからもう一つ、これはもちろん私見でございますが、このたびの改正でも員外利用という問題が出てくるわけですが、私実は漁協で組合員の家族が利用したらそれは員外利用になるというのをこのたび初めて知ったのでございます。

こんなのはもとと組合員利用だと僕は思っていたんですけれども、そのぐらいい外に對するガードがかたかったのかなという感じもいたします。

実は私自身もそうでございますけれども、ある農協の共済に入っております。それから購買はもちろんです、それから最近信用事業も受けております、準備組合員でございます。そして私個人としては、サラリーマンでもそういう方が多いわけですが、農協事業に今から積極的に参画していきたいというふうな思っているわけでございます。

そういうふうなことを考えても、共済、信用、福祉等の分野においても、員外利用が員外の人にも員内の人にも活力というかメリットをもたらすという、そういう潜在的な可能性というのには非常に高いように思います。その辺のところも今後の漁村活性化にとっての一つの非常に重要な柱の一つじゃないかと思ひます。

最後に、女性の参加ということ、本当にこれは口先だけじゃなくて、実質的に担っているわけですし、ただ、そこで申し上げたいのは、漁業統計には女性の陸上労働が統計としてあらわれてこないというふうには私思ひます。これは大変まずい統計でありまして、女性の陸上労働もきちっとこれから統計にあらわれてくるような、そうしたことが必要だと思ひますけれども、いずれにしてもそういう女性の積極的な参加、そういったことがなければ活性化はできない。特にお嫁さんを迎える体制づくりというのはそういう漁村の女性たちの力によるところが多いというふうな思ひます。

す。そのためにも、繰り返すようですが、生活改良普及員の本来の趣旨に合った配置ということを通じて積極的に御指導願ひたいと思ひます。

以上です。

○風間組君 大変ありがとうございます。

示唆に富んだお話で、女性の参加について、私も本当に三分の一を占めている女性の方々がもう少し生かされた形で、見える形で獲得できるものにしていかねばならないというふうな思ひ

おります。

次に、全漁連の菅原専務にお聞きいたします。漁協の合併がずっとこれまでやられてまいりまして、いわばこれから合併していくところはかなりいろんな点で厳しい要因といましようか。ファクターを含んでいるというふうな考えられるわけでございます。政府は四年度から漁協事業基盤強化総合対策事業というのを実施しておりますけれども、これはあくまでも欠損金の借り入れに對しての利子の補給というものであるものでありまして、固定化債権の解消は直接助成の対象としていないというふうには私は思っているわけですが、現行のそういう対策で参考人は十分だというふうにお考えでございましょうか。

○参考人(菅原昭君) 固定化債権につきましては、これはまず第一義的に回収のためのあらゆる努力をしていくことが最大の取り組みだろうというふうな思っております。

固定化債権と一口に言っても、中身には要因なりあるいはレベルがいろいろあるわけですが、いづれにしてもその回収のための努力をまだまだやっていないかききかぬ。それは組合員全員の財産であるわけですので、そういう取り組みが必要だと思ひます。ただ、それは自助努力だけで本当にいけないかどうかというの、これは個々のケースで判断するしかないわけでありまして、これは、何かの時点でまた欠損金に振りかわっていくというふうになる部分も当然出てくるかと思ひます。

ただ、これからのことを考えますと、欠損金なり固定化債権なりの償却あるいは回収の努力と並行しながら組織統合の仕事を一緒に進めていかなきゃいけないという非常に苦しい状況に追い込まれるわけですが、しかし、その苦しさは何としてでも関係者を合わせて、行政の支援も最大限いただきながら取り組んでいくしかないんだというふうな思っております。比較的傷の浅いところからきれいな身になって合併に入り込めるとい

うケースもありますし、何らかの形で荷物をしょいながらやっていかざるを得ないというケースもあろうかと思ひます。

これは本当に個々のケースで物すごい違いがありますので、ただ申し上げられることは、組合員の荷物になるわけですので、回収のためのあらゆる努力を行政のお力もかりながらやっていくことが基本だろうというふうな思っております。

○風間組君 ありがとうございます。

道指導漁連の稲垣専務にお聞きいたします。

六十一年から漁業後継者の育成指導に当たって、地域漁業者の自主的な活動を促進するため、漁業士制度ですか、私も今は医師でございまして、漁業士制度、制度といましようか、そういう称号があるんですけれども、北海道漁業士制度が六十一年からスタートしまして、もう七年目を迎えられると思ひますが、相当の数の方々が、青年の方を含めて指導をされていらっしゃる漁業士の方々がいらっしゃると思ひます。

それで、お話を伺いましたら、今度北海道漁業士会が設立されて、北海道漁業のために非常に先頭的に自主的な活動をしていく、運動としてもまたやっていくというふうな何ておられますが、私は、非常にこの視点は大事な視点でないかというふうな思ひます。つまり、自分たちの漁業は自分たちでつくり育てていくんだということの大きな運動体として評価すべき問題だと思ひまして、そういう意味で全国に広げていっていいんじゃないかというふうな思っております。

つまり、北海道だけじゃなくて、全国の青年漁業者の方々の交流あるいは異業種、特に第一次産業も含めた異業種の方々と人間的なネットワークをつくっていくことが非常に大事だというふうな思っております。それで、その辺について展望等ございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(稲垣大雄君) 青年漁業士、指導漁業士の問題でございまして。これは、たしか全国的にも

こういった制度は存在いたしておるわけでございまして、北海道も全道漁業士会といった方々を中心にして、事務局は私どもで預かりしておるというところでございまして。

当初、この活動は一体どういう活動をするんだというところでかなりいろいろ試行錯誤はしておったようでございまして、一応いろいろの研修活動等を通じて、これは行政の協力も得ながらそれぞれ活動しておる。ただ、私どもの問題は、漁協のいわゆる外郭組織として、協力組織として漁協青年部という組織がございまして。漁業士の方々はこういった青年部をおりられたといまいますか。少お年を召されて卒業された方、そういった青年部活動と漁業士活動というものをどうマッチさせていくか、こういう一つの問題もございまして。

さらに、活動をやらせていくにいたしまして、実際に漁業に従事しているということではなかなか暇がとれない、しかも、組織的な活動をするには予算なりそういった裏づけが必要になってくるということ、今後ともそういった漁業士の問題につきましましては私ども話し合いをしながら精力的に進めていきたい、こういうふうな考えております。

○風間組君 ありがとうございます。

そこで、漁業士といましようか青年部の活動と漁業士の方々と密接な連携ということと同時に、漁業士という立場は現在漁業をやっているというわけでございまして、私思ひには、むしろ大変なお仕事かもしれないけれども、漁協の職員の方がそういうことに実際にシステムの入り込んでいけないものかなと、そんな私はちょっと考えを持っております。

そこで、全漁協の藤井参考人に先ほど合併そのものに対しての御意見をお伺いしましたら、全体的に賛成だと、いろいろあるかと思ひますけれども、合併の利点としてはいろいろ考えられるわけでありまして、スケールが大きくなるとか、事務コストを節約できるとか、あるいは選択

肢が増加するために各部門に今度は、五人いた漁協の職員の方と三人いた漁協の職員の方が合併するわけですから、それぞれ専門職員がうまくやれば配置できるんじゃないかというふうに思っています。

つまり、施設そのものも今度は効率的な配置ができるということが利点として挙げられますけれども、もし私が漁協の職員だというふうになったら、待てよ、ほかのところから来て合併したら私の立場はどうなるのかという部分の、つまり合理化するためですから、人員整理のことも含めて、びんと不安になるわけです。自分の立場はどこにあるのか、どういふのかなというところで、職員の方あるいは役員などの整理の問題、整理という言い方はおかしいですけども、その部分について、漁協の職員の方々の今漁協離れということが少し言われておるようでございますけれども、合併によるそれらの不安について、現場の方の声を、漁協職員の方の声を聞かせ願えばありがたいと思います。

○参考人(藤井幸雄君) 今、事業統合なり合併についての職員の声はどうかということでございますが、先生がおっしゃられるように、事業統合あるいは合併ということは、規模の強化、基盤の強化を目的にやるわけでございますが、往々にして職員の合理化というものが問題として出てまいります。

それが計画された段階では、実施する前から漁協職員はそれに対して非常に先行き不安を感じるというものが現実であると思います。ですから、職員に合併の計画を、漁協がやることですから漁業者には十分説明がなされて、地区の座談会、総会、そういうものをクリアしていくわけでございますが、じゃ、職員に対して合併の展望なりそういう計画が説明される機会があるかと申しますと、私の知る限りでは組織的な説明はないと思います。

ですから、これはやっぱり漁協の職員も一緒にやってやらなければ成功しないと思っておりますので、

そういう合併計画についての説明あるいは展望を御説明いただいて、それで職員に対しての協力を依頼するというシステムが一つ必要であると思います。合併を進めていく場合にもう一つは、漁業士の問題等も触れましたが、そういう問題は漁業者がいろいろ問題、ニーズを抱えておりますので、我々漁協の職員はそれに対応できるだけの経験を積んでおりますので、いろいろな漁業者の新しい仕事に対しての我々が努める余地があると思えますから、そういう方向に使っていただければ、漁協の合併、事業統合がよりよく進むものというふうに思います。

以上です。

○風間親君 ありがとうございます。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。

参考人の皆様、本日はありがとうございます。私の持ち時間といえますのはたつた十分ということですので、申しわけありませんが、全参考人の方に御質問できませんが、あらかじめお許しをいただきましたと思います。

最初に私が質問をざっと全部いたしますので、後で順番にお答えいただけたらと思います。まず青原参考人にお伺いしたいんですが、第三回の全国漁協大会では一市町村一漁協ということをやイメージして組織再構築構想というのが提案されたというふうに聞いております。しかし、これがなかなか進まない。しかし、この進まない状況の中で、どうして実現できないのか、どうしたらスムーズに実現するのかというようなことを十分な総括もしないままに、第四回の大会では、今度は一足飛びに一県一漁協、こういうことで広域漁協構想というのを提案されたということですが、どうしてこういう一足飛びという形になったのかというのをまずお伺いしたいんです。

そして、それと関連いたしまして、昨年の一月に全漁連が調査なさいました意識調査というのを私見せていただいたんですが、これは四十歳台から五十歳台の方、漁獲高が五百万円クラス以上が

五四%、漁業専業者七三%、まさに沿岸漁業を担う中核的漁民層の皆さんの答えだということですが、この中で、こうした漁協の運動方針を決める全国漁協大会について、その存在を知らない漁協の組合員が六割強もいるという答えだということですが、これはどういうことなのかということ、それから漁協合併については「反対」及び「一概に言えない」というのを合わせますと全体の六割だということ、合併問題に対してかなり慎重な意識を持っていらっしゃるということですので、この辺についてどう認識されているのかということ。

次に、地井参考人にお伺いしたいんですが、参考人がFAOの会議で発表されたという論文を見せていただきましたが、その最後の方に「たとえ科学技術や行政手法がいかに発展しようとも、日本の漁村の伝統と文化に十分な注意を払うことは、日本の漁村を活性化しつつ漁村社会の安定化と開放化を実現する上で、きわめて大切なことである。」と述べていらっしゃる。

午前中のお答えにもありましたけれども、漁協が漁業権というのを管理しているということも含めまして、やはり漁協というのは村落社会のなめだということはあると思うわけですね。そうしますと、今一県一漁協というような大変広域な合併ということになりますと漁村社会は今後どうなっていくのか、特にきめ細かなコミュニティ対策というのがどういふふうにとられていくのか、なかなかイメージとしてわきませんし、そういう意味では不安というのがあるわけですが、その辺についてどのようにお考えになっているのか、こののを伺いたいと思います。

最後に稲垣参考人にお伺いしたいんですが、この一月の二十八日に漁港関係事務課長会議というのが開催されて、そこで水産庁長官は「水産関係の公共事業等の執行に際しては、漁協合併を一つの課題として扱い、合併する漁協を対象とした優先施行を検討している。」(次期漁港整備計画の策定に当たっても、漁協合併に十分留意してい

きたい」と、こういうふうに述べられたという報道があるわけですが、漁協の合併といえますのはまず第一に漁民の合意ということだと思っております。ですから、そういう意味ではこのように公共事業というふうな形で、まあ、えさという言い方はちょっときつ過ぎるかもしれませんが、上から誘導するということなどは本来転倒ではないかなというふうに思うわけですが、その辺稲垣参考人はどのようにお考えになるかというのを聞かせたいと思います。

○参考人(菅原昭君) 一番最初の、一市町村一漁協が十分達成されないうちに一県一漁協的広域漁協の構想がちょっと飛躍しているんじゃないのかというお話だと思んですが、形の上ではそのようになろうかと思いますが、一県一漁協というのは、私も再三申し上げておるわけですが、機械的に全国でそれをやっていくという考え方は全然ございません。

あくまでも各県の置かれた実情、それから漁業者のコンセンサスがどうつくっていくのか、さまざまな状況に合わせた選択肢の中でどう既に一県一漁協でやるのが妥当だという判断ができる県においてこそそこまで頑張っていくじゃないか、こういう提案でありまして、全国運動として最低限のベースはやはり従来と同じ一市町村一漁協というの、これはもう必達の目標にしよう。そこから先は各県の実情に応じて取り組んでいく。要するに、一市町村一漁協は最低の条件であって、最後のゴールということになるともう一段上の目標が必要になる、そういう位置づけを考えております。

それから、二番目の意識調査のお話ですが、先生がおっしゃったとおりの数字になっております。これは統計ですから数字は正直に物語っているわけですが、これから先の一、二年で多分この数字は大きく変わっていく可能性を持っているというふうにも私も考えています。

その最大の根拠は、漁協が今置かれている状況がもうこの数年で大変飛躍的に厳しさを増してき

ているという環境の変化が漁業者の意識をやっばり変えていくことになろうというふうに出ておられます。合併について「一概に言えない」というのが約三分の一、三五％くらいあるわけですが、これはみずからの地域における組織強化のテーマが具体的な協議にまだ上っていないということが多分こういう結果になっていると思うんです。

これから合併助成法の延長等をしていただきながら、各浜々で具体的な漁業者の協議を進めていく過程では、自分たちの浜にとって漁協合併はどうかということの意味するのとかという認識が徐々に、徐々にといえます。かなり急速に深まってくるんではないかというふうに出ておられますので、確かに現状の数字は先生がおっしゃったとおりですが、これから大きく変わってくる可能性を持っているんだというふうに出ておられます。

○参考人(地井昭夫君) 時間の関係で十分に申し上げられないのが残念でございますが、私も漁協の置かれた現状なり特別事情、個別事情を無視して一県一協というふうなところに急ぐべきだという考えは毛頭持っておりません。

ただ、現在の諸状況を考えてみますと、非常に小さな漁協が、漁業生産の上でもそうかもしれませんが、それ以外のさまざまな分野で非常に大きな波が押し寄せておりまして、その波にのまれてしまふんじゃないか。そうしたら、漁村の老年寄りとか子供の生活はどうなるんだらう、漁業事業者は何か生き延びていくかもしれないけれども、村のなかめとしての漁協の性格は残す工夫は十分にあるし、現実的には例えば子組合というような形で伝統的な単協が漁業権の行使をし、一定の旧来の役割を守りながら親組合との連携でやっていると

いう方法があります。それがすべてうまくいっているわけじゃないと思いますけれども、それがうまくいくようなシステムというものを広い意味でつくり上げていくことによって私はそういう合併のデメリットがかなり解消される。そういう方向に行かないと大波に

のまれてしまふのではないかとという危機感を持っているわけでございます。

以上であります。

○参考人(福垣大雄君) 林先生の御質問は、組合の合併に際していわゆる公共事業というもののえさでついでいくんではないかと、こういうお話でございましたが、私自身の場合によつてはこれはえさでつくることも必要だというふうに出ておられます。

と申しますのは、先ほど申し上げましたように、組合の経営そのものが立ちいかなくなってくる、組合が解散せざるを得ないといった場合に本当に漁業者はどうなるんだと、こういう危機感の問題と、それから今後合併するにしろ組合が独自で生きていくにしろ、いろいろ行政施策による生産増大と、これは一単協単独ではなかなかできないわけで、そういったものを受け入れていかなきゃならない。さらに、自前のそういった生産増大対策の種苗放流その他のいわゆる余剰を出していかなくちゃならぬ。こういった観点から合併というのには私は至上命題だというふうに出ておられますのでございます。

そういったことで当然合併については組合員の合意の上でやらなくちゃならぬ。ただし、組合員の説得のために、これは組合員のためでございますので、組合員がどうか迷っているときには、そういった合併によるメリットというものは組合員にはつきり提示をして進めていかなきゃならぬ、こういうふうに出ておられます。

○喜屋武眞榮君 午前中はそれぞれのお立場で御高見を述べていただきました、大変ありがたうございました。時間の関係上、問題を絞りました。ただお尋ねいたしたいと思ひます。

と申しますのは、私は沖繩でございますけれども、沖繩にも漁港はあるわけですが、特にこの席で申し上げておきたいことは、沖繩の漁港は、もちろん漁港としての使命もあるわけですが、避難港としての役割がほとんどであるとお考え願いたいということなんです。避難港の立場をとらされ

ておるということなんです。台風期になりますという、南方漁業に出漁したすべての漁船は沖繩の漁港に集結をいたす、これが現状でございまして。そうしますと、ますます沖繩の漁港は満ちあふれると申しますか、大変な状況でございまして。そして、その気象条件が一日や二日でおさまればいいですけども、四、五日も一週間もそのような情景が続くわけでありまして。これは大変なことでございます。

その状況を見るにつけて、我が国にとつて漁港というのが、あるいは避難港という位置づけが、もつときちんと施設も設備も充実しなければいけないということを痛感いたしておりますが、現状は先ほど申し上げたとおり避難港の立場をとる漁港であるということでありまして、大変なことでありまして。

それに、南方漁業の危険性という立場から、たまたま最近もありまして、ここに新聞だねになつておりますが、「外国船に威嚇発砲」と。いわゆる沖繩近海で外国船から日本の漁船に、主として沖繩も含むわけですが、威嚇発砲されて大騒ぎをしたことが最近もありますが、これは一回ならず二回ならずたびたびございまして、威嚇発砲が。こういう不安な状態で命を的にして働いておるわけでありまして、それを安全に守る使命を持つておるのがすなわち海上保安庁であるわけでありまして、皆さんと海上保安庁との連絡提携はどのようなふうになされておるのうか、そのことも、特にどの参考人という御指名はいたしませんから、お聞かせ願えればありがたいと思っております。

こういう不安な状態で毎日の漁業に精を出しておるといふ状況であります。ですから、漁港としての不安さらに海上の不安ということ、こういう状況の中でそれこそ命を的にして毎日働いておるといふ、この状況をきょうはここで詳しく申し上げる時間持ちませんが、一応問題点として申し上げまして、必要であればぜひひとつその調査資料を要求して備えていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

す。どなたか適当な方にひとつお答え願ひたい。

○参考人(菅原昭君) 今、先生から非常に深刻な御発言があったと思ひます。私もそのような事故があったということは聞き及んでおりまして、その原因なり、あるいはどの国のどういう機関によるものか、どういふ船によるものかというところは、国の方にもさまざまな調査の努力をお願いしているわけなんです。

海上保安庁との関係につきましては、全体的に漁船の安全の問題あるいは事故防止、もちろん海上犯罪等を含めてですが、日夜大変な努力をいただいております。また、さまざまな具体的な問題について保安部にお願ひしていけばいけど、限られた人員と装備の中で日夜大変な御努力いただいているという実感を私も漁業者は全体的に持っております。しかし、今のようなお話の問題につきましては、さらにあらゆる国の機関を通して実態を把握してもらつと同時に、再発防止のための努力は漁業者としては当然お願いもしていかなきゃいけないというふうに出ておられます。

それから、漁港の機能について沖繩の実情をお聞かせいただいたわけですが、先ほど来もお話しありますように、確かに漁港の持つ機能というのが非常に多面的になつてきている、地域によってさまざまな角度から漁港の機能が見直しもされてきておりますし、また新しい機能がどんどん付加されてきている、こういう実情にもありますので、それぞれの地域の漁港にふさわしい陸上施設なりというものの整備についてもこれから積極的に漁港事業の中で実現していただけたらいいものだというふうにも私も心から願ひしております。

○新聞正次君 新聞でございまして。

参考人の皆様方には、本当にお忙し中、また大変貴重な参考になる御意見をいただきました、ありがとうございます。

私も時間が余りありませんので、二点だけに絞ってお尋ねしたいと思ひますけれども、まず、各先生方に福祉という面、いわゆる農山漁村、こ

これは私は常に追求しておるわけでございますけれども、農山漁村の皆様の高齢化という問題というは都市部に比べて二十年以上進んでいいると言われているわけでも、そういう面におきましてその福祉対策についてそれぞれの皆様の御意見をまずお聞かせいただきたいと思います。地井先生からお願いいたします。

○参考人(地井昭夫君) 漁村における福祉とその現状については午前中の意見の中でも若干申し上げましたが、私それについてちょっと補足いたします。お話しさせていただきたいと思っております。いわゆる漁村の活性化というものが重要であるということとは間違いないと思っております。非常に高度成長期以来大変な日本全体の経済社会の変動が起きている中で、今漁村や農村がかなりのスピードで活性化を実現するというのは実はちょっと難しい状況にあるだろうというふうに私は考えているわけです。

さすればずっとこのままかという、私はそうではなくて、現実にもそういう漁村の調査をたくさんしているわけでございまして、当面のところ資源と環境を守りながら、高齢化したといえ、高齢化した社会を健全な形で維持していくことが当面の目標となつてもよろしいのではないかと。そして、企業戦士と呼ばれるサラリーマンが退職後、もしくは途中でいい、脱サラでもよろしいかと思ひますけれども、事実そういうケースもかなり見られているわけで、そうした意味では活性化と若者定住というか、それを急ぐよりその地域の伝統的なあれを見落とすことのないように、むしろその前に、現在残って頑張っている高齢者の人たちの暮らしをどうきちんと福祉を固めていくかという、そういうところからスタートすべきではなからうか。

ちなみに、最後に山口県の例を申し上げますが、これはマスコミでも報道されて、御存じの方があるかと思いますが、お年寄りや猫の島で有名な島があります。そこにはもうお年寄りと猫しかいないんです。しかし、そこのお年寄りは

実に元気でございます。小舟に乗って差し網をやったりイカの一本釣りをしたり、エビなんかもとっていたと思うんですけれども、実にゆったりとやって、まあ息子たちはいずれ遠い将来には帰ってくるだろうけれども、おれたちはここで元気に当分やっていくと。そういうふうな、もちろんそのためには行政も大変大きな役割を果たしていると思ひます。僕は、そういう現状は必ずしも否定されるべきではなくて、そういうベースをきちんとして固めた上で、新規参入なり若者定住、Uターンのスケッチを描くという方向もあるのではないかと。いうふうに追加させていただきます。

一言で言えば、私どもの受けとめ方は、従来漁村の環境は生活環境として非常に劣悪だったり、あるいは漁業の仕事が非常に厳しい。その職場は三Kとかというふうなことも言われるような状態から一日も早く脱却して、漁村で暮らしてよかったと思えるような漁業者の生活、漁村の生活を実現していくことだというふうに思っております。それは、何も必ずしも都市化していくということではなく、漁村の持つているよさというものを保持しながら、若い人たちにも快適な生活だと思えるような、そういう漁村環境というものを一日も早くつくり上げていくことだというふうに私も考えております。

○参考人(稲垣大雄君) 北海道の場合は、とりたてて高齢者対策というものは考えてございませう。ただ、浜には無数にお年寄りが働ける場所があるというの、これは事実でございまして、根っこの漁業だとか網外したとか、年寄りが元気でやっていたり仕事というの、はたかさんでございます。そういう意味で、いつまでも元気で働いていただくのが本当の意味の高齢者対策ではないか、私はそう考えております。

○参考人(藤井幸雄君) 福祉の問題ですが、これは大変重要なことだと思っております。このためには、漁村の中に小さい子どもから小中学生まで、あるいは高校生がいて、若い人がいて、

結婚前の男女がおりまして、それで生活を支える四十代のクラスがおりまして、それで高齢者の方がいるという、そういう人がそこにあつて初めて福祉が充実されたものになるんだと思っております。

ただ現状は、漁村には今若者が少ないわけでございます。まして、福祉対策をやるにしてもお金と人がかかります。ですから、今残って最低限浜で頑張っているのは我々漁協の職員だろうと思ひます。そういう意味で、漁協の職員のよりよい、人がみんな集まるような漁港づくりをしていただいて、そうすると、漁協の職員はいろんな形で漁業者と密接に連絡をとっておりますから、そういうことからそういう対策に手助けができるものと、こういうふうな思っておりますので、まず第一に漁村の人口構成をそういう形で活性化していただいて、それで漁協の職員の人たちにもそういう手伝いをさせていただくという形をつくり上げていただきたい、こういうふうな思っております。

以上です。

○新聞正次君 最後に一点。

時間が余りありませんので簡単に結構でございますが、今も参考人の方からの御意見にもありますように、漁村を活性化していくためには、やはり魅力ある漁業といえますか、若い人たちが、後継者を養成していただかなくては行けない。私の地元にも水産高校がございましてけれども、入学者も少なければ、そこを卒業して実際に漁業につかれる方は本当にごく一握りの方でございます。大変皆様方が御苦労なさっていることもよくわかるわけでございまして、その件に對しましての対策、菅原参考人と藤井参考人、現場の御意見というところで、お二方の御意見を聴取したいと思ひます。

○参考人(菅原昭君) 私は、後継者対策というのは、対策という形で取り上げても実効の上ががなかなかないんで、結局小さい努力を積み重ねていって、総合戦力としてそれがどの辺まで成果

を上げることだというふうな思っておりますが、その際最大のポイントは、漁業で得られるというものが一定のところまで引き上げることが非常に大事なことだろうと思ひます。

そのためには、海の生産の場の資源に限りがあるわけでありまして、適正な経営体数というのが非常に大きい問題になるかと思ひます。ですから、ある時期、資源に見合った経営体数の実現のところまでは、経営体が減っていくとかさまざまな形の現象があらわれる時期がある。現在はそのような時期とも言えるかと思ひます。しかし、いつまでも減少が続くということではなしに、そこで漁業を営み、家族と一緒に生活するに足るだけの漁業経営体としての成績を上げられる単位になれば、おのずと後継者の問題というの、も前向きな対応の可能性が出てくると思ひます。

あわせて、先ほども申し上げましたように、漁業の厳しい労働を少しでも緩和していくし、労働時間等についても休日なりあるいは労働時間の短縮等にも意識的に取り組んでいく必要があるかと思ひます。

さらに本当にお願い申し上げたいのは、漁村の生活環境というのは非常な立ちおくれがあるのではないかと思ひますので、この辺については漁業者の自助努力というの、はもうはっきり限界があることでありますので、国の事業としてぜひ漁村の生活環境の整備には思い切った意を用いていただきたいというふうに考えております。

○参考人(藤井幸雄君) 漁業者の後継対策についてですが、昔は漁村は今みたいな形ではなかったわけですね。昔は漁村にみんな人がいっぱいいた、そこで魚もとれて、それで通常の形の社会構成だったわけですが、今は若者が育たないというのが現実であります。それはなぜなのかといひますと、沿岸漁業の漁業資源の減少等いろいろありまして、所得が思ったより取れない、したがって生活に不安があるだろうと、こういうふうな思っております。それと、漁業というイメージが非常

に暗いもので、先ほど一評論家ということで御質問あったような感じの中で漁村を見詰めているという実態があるかと思ひます。そういう漁業自体のイメージの暗さというものがあって若者がなかなか育たないんだらうと思ひます。

ただ、所得と漁業イメージを明るくしましても、では若者がいるかといひますと、なかなか育たないと思ひます。それはなぜかといひますと、やっぱり漁業後継者というものは男を考へておりますが、男ばかりだと男はそこになかなか定着しないというのが現実でありますので、若い女性がそこにいるという環境をつくってやらないとお互いの定着がでないと思ひます。女性の方にはそこで加工施設とかそういう女性の働く場をそこに持って、海で男の人が働いて、そこで一つの地域経済をつくるという施策があつて初めて後継者対策が前向きに進むものだろうと、こういうふうに思つております。

以上でございます。

○新聞正次君 大変長時間にわたつて貴重な御意見をいただきまして、この水産三法実現のために頑張るつもりでおりますので、本当にどうもきょうはありがとうございます。

○委員長(吉川芳男君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑は終わります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席をいただき、長時間にわたり有意義な御意見を述べていただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關

第八部 農林水産委員会會議録第六号 平成五年四月十三日【參議院】

する請願(第八二四号)

一、米及び乳製品の市場開放阻止に關する請願(第九三〇号)

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願(第一〇〇八号)(第一〇九四号)(第一一〇二号)(第一一一一号)(第一一二四号)(第一一四三号)(第一一四四号)(第一一四七号)(第一一八八号)(第一二〇二号)

第八二四号 平成五年三月二十六日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市温根別町南九線 新戸部正芳外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第九三〇号 平成五年三月二十六日受理

米及び乳製品の市場開放阻止に關する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 古閑三博

紹介議員 浦田 勝君

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉においては、米国と欧州共同体との交渉が合意に達したことから多国間交渉が再開され、我が國に對する例外なき関税化受入れへの圧力が一段と高まっている。今回の米国と欧州共同体との合意は、食料輸出の立場に一層偏つたものとなつており、このような合意を基礎として今後の交渉が進められることは、我が國を始めとする食料輸入國に一方的な犠牲を強いるものであり、断じて認められない。一たび交渉において譲歩し、米及び乳製品の市場開放を受け入れることとなれば、我が國農業の根幹である稲作や地域農業の重要な柱である酪農が壊滅的打撃を受けるばかりでなく、水田の持つ多面的機能が果たせなくなり、地域経済、さらには国民生活に計り知れない影響を与えることは必至である。ついで、我が國農業の存亡の危

機とも言える今日の状況にかんがみ、次の事項について特段の措置を採らねばならない。

一、米及び乳製品の市場開放は絶対認めないとするき然とした姿勢で対処すること。
二、国内農業を振興し、水田の持つ国土保全機能の維持を図るため、中山間地域等、条件不利な地域の農業に對する振興対策を確立すること。
三、環境保全型農業の推進と農業後継者確保のための抜本的対策を講ずること。

第一〇〇八号 平成五年三月二十九日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市南町東二区 鈴木健善外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一〇九四号 平成五年三月二十九日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道富良野市中布礼別 松居聡美

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一一〇二号 平成五年三月二十九日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市温根別町八線 西尾哲弥外十一名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一一一一号 平成五年三月三十日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市武徳町四四線東四伊藤賢一郎外十一名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一一二四号 平成五年三月三十日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市南町西四区 六戸征夫外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一一四三号 平成五年三月三十一日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市武徳町四四線東四大橋貞雄外十一名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一一四四号 平成五年三月三十一日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市上士別町一八線南一六 山居忠彰外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一一八八号 平成五年四月一日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に關する請願

請願者 北海道士別市上士別町一八線南一六 山居忠彰外四名

請願者 北海道旭川市東旭川町旭正二〇八

瀬戸重一外二名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一二〇二号 平成五年四月一日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道旭川市東旭川町豊田四五四

ノ二 阿部義次

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。